

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局

水道課

水道計画指導室

水道水質管理室

1 水道整備・管理行政の移管について	1
--------------------	---

〈水道課〉

2 水道の基盤強化について	7
3 水道施設の災害対策について	12
4 水道事業関係予算について	14

〈水道水質管理室〉

5 水道水質管理	52
----------	----

〈水道計画指導室〉

6 水道事業者等への指導監督について	66
7 水道分野における国際貢献	69

1. 水道整備・管理行政の移管について

従前の経緯

令和4年9月2日の政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」(本部長:内閣総理大臣)において決定した「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」に、「厚生労働省から、水道整備・管理行政を国土交通省(水質基準の策定等については環境省)へ移管する。」という文言が盛り込まれました。

近年、我が国の水道は約98%という高い普及率を達成し、国民生活や経済活動に欠かすことのできないインフラとして社会に定着し、飲用に適さない水が摂取されるリスクは減少している一方、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化の進行や耐震化の遅れといった課題に対応する必要性が増すとともに、災害発生時の断水といった災害対応に迅速に取り組むことも求められるようになっていきます。

こうした中、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省が水道整備・管理行政を担うことで、層の厚い地方支分部局を活用しつつ、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政の機能の強化を図ること、また、水質基準の策定等の業務については、環境中の水質・衛生に関して専門的な能力・知見を有する環境省が担うことで、迅速かつ効果的な水道水の水質基準の策定につながるなど、水質や衛生の面でも機能強化を図ることから、水道整備・管理行政が、厚生労働省から、国土交通省及び環境省へ移管されることとなりました。

なお、水道整備・管理行政の移管の内容を含む、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」が第211回通常国会に提出され、令和5年4月27日に衆議院本会議で可決、同年5月19日の参議院本会議で可決となり、令和6年4月1日から施行となります。

今後の取組

法改正は令和6年4月1日施行となります。厚生労働省としては、国土交通省及び環境省と緊密に連携して、水道整備・管理行政の円滑な移管に向けた作業を進めております。また、その過程で水道事業者や都道府県水道行政の皆様など関係の皆様にも説明会等にて丁寧にご説明を行っていきたいと考えています。

都道府県等に対する要請

今回の行政移管に伴い、これまでの手続きが大きく変わることはありませんが、認可

や届出等の提出先が国土交通省地方整備局となりますので、ご留意のほどお願いします。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。

施行期日

令和6年4月1日

改正の背景

- 近年の水道整備・管理行政では、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化（※1）や耐震化（※2）への対応、災害発生時の断水（※3）への迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められるようになってきている。
- 社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政を移管し、国土交通省が、層の厚い地方支分部局を活用しつつ、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政の機能強化を図る。
- また、水質基準の策定等については、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省に移管することにより、水質管理に関する調査・研究の充実等、水質や衛生の面でも機能強化を図る。

※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年9月2日）で示されている。

※1 水道の管路の経年化率・更新率の推移

■ 管路経年化率(%)

法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



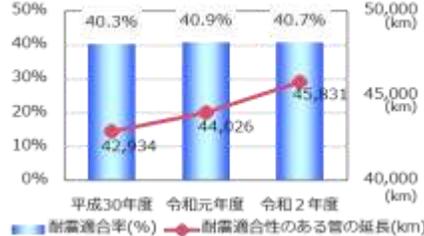
■ 管路更新率(%)

更新された管路延長÷管路総延長×100



※2 水道施設の耐震化率

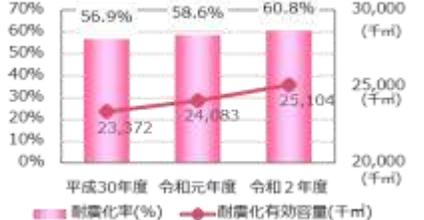
■ 幹線管路の耐震適合状況



■ 浄水施設の耐震化状況



■ 配水池の耐震化状況



※3 近年の自然災害による水道の被害状況

■ 主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約130万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約13万戸	約1ヶ月
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約5.9万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約5.6千戸	18日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約256.7万戸	約5ヶ月
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約1.3千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14-16日	7	7.3	約44.6万戸	約3ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約1.6万戸	4日
大浜府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約9.4万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約6.8万戸	34日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約2.7万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約7.0万戸	7日

■ 主な大雨等による被害

時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年1~2月	1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等（北陸地方、中国四国地方）	約3.6万戸	12日
平成30年7月	豪雨（広島県、愛媛県、岡山県等）	約26.3万戸	38日
平成30年9月	台風第21号（京都府、大阪府等） 台風第24号（静岡県、宮崎県等）	約1.6万戸 約2.0万戸	12日 19日
令和元年9月	房総半島台風（千葉県、東京都、静岡県）	約14.0万戸	17日
令和元年10月	東日本台風（宮城県、福島県、茨城県、栃木県等）	約16.8万戸	33日
令和2年7月	豪雨（熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等）	約3.8万戸	56日
令和3年1月	1月7日からの大雪等（西日本等）	約1.6万戸	8日
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等（秋田県、山形県、新潟県、福井県等）	約1.4万戸	18日
令和4年9月	台風第14号（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等） 台風第15号（静岡県）	約1.3万戸 約7.6万戸	9日 13日

改正の内容

① 水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法等の改正

- (1) 水道に関する水質基準の策定等、水質又は衛生に関する水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から環境大臣（※1）に移管する。
- (2) (1)以外の水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管する（※2）とともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- (3) 水道整備・管理行政について、国土交通大臣と環境大臣の連携規定を設ける。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（※3）及び社会資本整備重点計画法の対象施設に水道を加える。

② 厚生労働省設置法、国土交通省設置法及び環境省設置法の改正

- 厚生労働省、国土交通省及び環境省の所掌事務に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。

- ※1 環境大臣は、環境基本法に基づき河川・湖沼・海域等の水質汚濁に関する環境基準を科学的知見に基づき策定するなど、水環境の保全に向けた総合的な施策を担っている。
- ※2 これにより、施設整備や下水道運営、災害対応に関する国土交通省の知見等を活かすことが可能となる。
- ※3 これにより、水道が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による財政援助の対象にもなる。

赤字：改正事項

	水道整備・管理行政（右記以外）	水質又は衛生に関する水道行政
事務の具体例	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道基盤の強化のための基本方針の策定 ■ 水道事業等の認可、改善指示、報告徴収・立入検査 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水質基準の策定 ■ 水道事業者が実施する水質検査の方法の策定
所管	【現行】厚生労働大臣 →【改正後】国土交通大臣（※） ※地方整備局長又は北海道開発局長への委任が可能	【現行】厚生労働大臣 →【改正後】環境大臣
水道整備・管理行政の円滑な実施 （国土交通大臣と環境大臣の連携）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通大臣は国土交通省令の制定等に当たり、環境大臣の意見を聴かなければならない。 ・ 環境大臣は環境省令の制定等に当たり、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。 ・ 国土交通大臣は環境大臣に対し、環境省令の制定等を求めることができる。 ・ 環境大臣は国土交通大臣に対し、国土交通省令の制定等を求めることができる。 ・ 国土交通大臣は環境大臣に対し、水道事業者等からの届出の内容を通知するものとする。3 	

(参考) 関連する政府の決定

○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性（令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抄）

I 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

（具体的事項）

平時

- ・ 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、各局にまたがる感染症対応・危機管理に係る課室を統合した新たな組織として「感染症対策部（仮称）」を設ける。新設する「日本版CDC」（後述）を「感染症対策部」が管理することとし、平時から日本版CDCや関係自治体等と一体的に連携する。あわせて、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行う。

○ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抄）

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

(3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

① 食品衛生基準行政の消費者庁への移管

食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、食品衛生に関する規格・基準の策定（これまで厚生労働省が所管）を所管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。

これにより、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能となるほか、国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論について、消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

(4) 上記(1)～(3)については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1)(3)については令和6年度の施行、(2)については令和7年度以降の設置を目指す（感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。）。

2. 水道の基盤強化について

従前の経緯

水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであり、その普及率は令和3年度末現在で98.2%に達している。一方で、その多くが高度経済成長時代の1970年代に集中的に整備されたものであり、施設の老朽化や管路の耐震化の遅れ（令和3年度末の基幹管路の耐震適合率は41.2%）、人口減少等による料金収入の減少といった課題に直面しており、また、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であり、計画的な更新のための備えが不足している状況にある。水道施設の耐震化・老朽化対策の推進を図り、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくため、広域化の推進等による水道事業の基盤強化が重要である。

ア. 広域連携の推進

1,304の上水道事業のうち、給水人口5万人未満の中小規模の事業者は887と多数存在している（令和3年度水道統計）。特に人的体制や財政基盤が脆弱な中小規模の水道事業者においては、将来にわたり持続可能な水道事業を運営するため、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携の手法を活用し、経営基盤強化することが有効である。このため、令和元年10月1日に施行された改正水道法において、広域連携の推進に関し、以下の事項について規定を設けた。

- ・都道府県は水道事業者等との広域的な連携を推進するよう努めなければならない。
- ・国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定める。
- ・都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。なお、改正前の水道法第5条の2第1項の規定に基づく広域的水道整備計画は、水道基盤強化計画と発展的に統合することとする。
- ・都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設けることができる。

また、「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財第85号、生食発第0125第4号総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を発出し、各都道府県に対し、水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定するよう要請し、令和5年12月現在で46都道府県において策定された。また「水道事業における広域化の更なる推進等について」（令和5年4月25日付け総務省自治財政局公営企業経営室、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水

道計画指導室事務連絡)を発出し、水道広域化推進プランに基づく取組を推進するとともに、適宜、水道基盤強化計画の策定を依頼しており、水道基盤強化計画については令和5年12月現在で2府県が策定を完了している。なお、「水道基盤強化計画を定めた際の報告・公表等について」(令和5年9月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局水道課水道計画指導室事務連絡)を発出し、水道基盤強化計画を策定・変更した際は、厚生労働大臣への報告、関係者への通知及び公表に努めることを周知した。

イ．官民連携の推進

水道についても、利用人口が本格的に減少する中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域連携を進めるとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。官民連携は、単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上に資するものとしても捉えるべきであり、水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた状況に応じ、長期的な視点に立って、優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、事業の基盤強化のための有効な方策の1つとして考えられる。

水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託、水道の管理に関する技術上の業務について水道法上の責任を含めて委託する第三者委託、DBO、PFIの活用など、様々な連携形態がある。さらに、改正水道法において、水道事業の基盤強化のための手法の1つとして、多様な官民連携の選択肢を広げる観点から、公の関与を強化し、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式(新たなコンセッション方式)を実施可能とした。宮城県では、厚生労働大臣の許可を受け、水道分野では初となるコンセッション事業が令和4年4月から開始された。

民間資金等活用事業推進会議(会長：内閣総理大臣)において、「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」が決定され、水道分野においては、コンセッション及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式(両者を総称して「ウォーターPPP」という)について、10年間(R4~R13)で100件の具体化を目指すことが示された。厚生労働省では、ウォーターPPPの案件形成を推進すべく、全国各地で開催する「水道分野における官民連携推進協議会」等で説明・啓発等を行っているほか、導入検討や導入推進のための補助制度を拡充したところである。(生活基盤施設耐震化等交付金「官民連携等基盤強化推進事業」「水道管路緊急改善事業」)

ウ. 適切な資産管理

改正水道法では、適切な資産管理を進める観点から、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、これを維持し、修繕しなければならないこととされた。また、水道施設台帳を作成して保管するとともに、水道施設の計画的な更新に努め、その事業の収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととされた。

厚生労働省では、管路の更新に対し、交付金等による財政的支援を行うとともに、「水道事業におけるアセットマネジメントの手引き」や「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」の作成・改訂を行うなど、技術的支援を行っている。また、インフラメンテナンスの高度化や効率化に資する新技術の導入を促している。

エ. その他事項

CPS/IoT の活用

CPS/IoT などの先端技術の活用により、自動検針や漏水の早期発見といった「業務の効率化」に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの「付加効果の創出」が見込まれ、水道事業の基盤強化につながるものと考えられる。厚生労働省では、先端技術を活用した科学技術イノベーションを指向するモデル事業に対して財政的支援を実施しているとともに、令和 4 年度より、IoTを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入についても財政的支援の対象とする制度拡充を行ったところである。また、従来、ベンダーロックインが水道事業のシステム機器の課題となっているが、経済産業省とも連携し、水道のデータを横断的かつ柔軟に利活用できる「水道情報活用システム」の導入支援を進めている。

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

厚生労働省では、「飲料水健康危機管理実施要領」を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止等の適正な危機管理を図ることとしており、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け健水発 1025 第 1 号（令和 2 年 2 月 27 日一部改正）厚生労働省健康局水道課長通知）（以下「平成 25 年 10 月 25 日付け課長通知」という。）により、危機管理の適正な実施を求めるとともに、水道施設への被害情報及び飲料水での水質事故などについて厚生労働省への報告をお願いしている。また、「水道の断減水状

況の報告について」(昭和 54 年 3 月 23 日付け環水第 39 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知)により、湯水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省への報告をお願いしている。

水道の諸課題に係る有識者検討会の開催について

昨今、水道に関する様々な問題が発生していることから、水道の基盤強化に向けた課題や対応策等の整理・検討を行うため、有識者・水道事業者等を構成員とする検討会(以下「有識者検討会」という。)を開催し、課題の洗い出し等を行ったところである。令和 6 年度においても、課題の整理やその改善に向けた今後の本格的な検討につなげるため、引き続き有識者検討会を開催する予定である。

今後の取組

令和元年 10 月 1 日に改正法の施行を迎えたことから、都道府県主催による水道の基盤強化のための検討会や全国水道関係担当者会議等において改正水道法の趣旨を周知するとともに、改正水道法に基づく取組等を進めることにより水道事業の基盤強化を図る。

都道府県等に対する要請

都道府県及び水道事業者等におかれては、改正水道法及び関係政省令、「水道事業の広域連携の推進について」(平成 28 年 3 月 2 日付け生食水発 0302 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知)、「水道事業の基盤強化に向けた取組について」(平成 28 年 3 月 2 日付け生食水発 0302 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知)、「水道広域化推進プラン」の策定について」(平成 31 年 1 月 25 日付け総財営第 85 号生食発第 0125 第 4 号総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全担当審議官通知)、「改正水道法等の施行について」(令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)、基本方針や各種手引き、ガイドライン、各種会議資料等を踏まえ、引き続き水道事業の基盤強化のために以下の必要な対応をお願いする。

- ・ 水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。
- ・ 都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。加えて、令和 4 年度までに水道広域化推進プランを策定いただくこととなっ

ているが、令和5年度以降については、当該プランの具体化に向けて水道事業者等の関係機関と調整を図るとともに、必要に応じて水道広域化推進プランの改定や水道基盤強化計画の策定に努められたい。

水道施設台帳の作成・保管義務に係る規定については、その作成のための準備期間が考慮され、令和4年10月1日からの施行とされたにもかかわらず、一部の水道事業者等において未だ作成されておらず、特に簡易水道事業における作成状況は約89%（令和5年10月1日時点）にとどまっている。水道施設台帳は、水道の基盤強化を進める上で極めて重要な基礎的資料となるものであり、未作成の水道事業者等においては、早急に作成する必要がある。また、都道府県においては、認可権者として未作成の水道事業者等に対して適切な指導・監督をお願いする。

都道府県においては、水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項として、「デジタル化の推進に関する事項を盛り込むことができるよう検討する」とされていることも踏まえ、水道事業者等が「水道情報活用システム」等のCPS/IoTの活用について検討を行うに当たり、厚生労働省Webサイト内の「CPS/IoTの活用」のページも参考にしつつ、情報提供及び技術的支援を行うようお願いする。

平成25年10月25日付け課長通知に基づき、引き続き「飲料水健康危機管理実施要領」に即した危機管理の実施をお願いするとともに、風水害、地震等の自然災害や一定規模以上の事故等による水道施設への被害及び水質事故等に関し、所定の様式及び方法にて厚生労働省への報告をお願いする。

令和3年10月3日に和歌山市で発生した水管橋崩落事故の影響によって約6万戸の世帯が約1週間断水する事態が生じたこと等を踏まえ、水道施設の維持及び修繕の基準（点検に関する基準を含む。）が定められている水道法施行規則第17条の2について、重要な水管橋等における概ね5年に1回以上の点検を水道事業者等に義務づける等の改正を行う予定である。本省令改正は令和5年3月の公布、令和6年4月1日からの施行を予定しているため、各都道府県におかれては、これに対する特段の配慮をお願いする。

3. 水道施設の災害対策について

- 令和5年6月28日から7月15日にかけて、活発な梅雨前線等の影響により、全国各地で線状降水帯が発生し9県22事業者において、水道施設が被災し、合計約19,800万戸の断水が発生した。主な被災としては、

- ・ 浄水場等の浸水によるポンプ機能停止
- ・ 土砂崩れ等による管路損傷
- ・ 添架管の流出
- ・ 停電等による施設機能停止
- ・ 濁度上昇による取水停止

によるものであった。発災後は、日本水道協会の枠組みを活用した水道事業者や自衛隊に加え、国土交通省地方整備局による給水車派遣による応急給水活動が実施した。

- また、令和6年1月1日石川県能登半島地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生し、6県38事業者で最大約135,640戸の断水が発生した。発災後は、全国の水道事業者等に加え、自衛隊や国土交通省から給水車派遣による応急給水活動を実施するとともに、国および全国の自治体から人員を派遣し、応急復旧活動を実施しているところである。引き続き、被災している自治体の支援を行っていく。

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している状況等を踏まえ、3年間で特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策をとりまとめた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下「3か年緊急対策」という。）の推進に引き続き、耐災害性強化対策等の更なる加速化・深化を図るため、政府全体で「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」という。）を策定した。5か年加速化対策では、基幹管路の耐震適合率を2025年度までに54%以上、2028年度末までに60%以上に引き上げる目標を達成するため、3か年緊急対策で定めた耐震化のペース（例年の1.5倍）を維持するとともに、重要度の高い浄水場・配水場の耐震化率を2025年度までにそれぞれ41%以上（令和元年度：32.8%）、70%以上（令和元年度：58.6%）に引き上げるという地震対策に加え、2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場に対し、自家発電設備の設置等の停電対策実施率を2025年度までに77%以上（令和元年度：67.7%）、土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策

実施率を 2025 年度までに 48%以上（令和元年度：42.6%）、防水扉や止水堰の設置等の浸水災害対策実施率を 2025 年度までに 59%以上（令和元年度：37.2%）引き上げる対策に取り組むこととしている。

都道府県等に対する要請

「水道における『防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策』の実施について」（令和 3 年 2 月 2 日付け薬生水発 0202 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策等の耐災害性強化対策及び管路の一層の耐震化対策を施設整備計画等に位置づけるなど、引き続き水道施設の強靱化に関する取組を進めるよう求めているところであるが、令和 6 年能登半島地震においては、水道施設は甚大な被害を受けているところであるため、これが推進されるよう、引き続き、特段のご配慮をお願いする。

また、5 か年加速化対策として集中的な対策が必要と位置づけられた水道施設を管理する水道事業者等に対しては、都道府県を通じて、今後、対策の実施に関する進捗状況の調査を行う予定であるため、御協力をお願いする。

4. 水道事業関係予算について

従前の経緯

水道施設の整備に対する財政支援については、地形や水源からの距離等の条件により施設整備費が割高になるなど、特に経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業を対象にしており、毎年、必要な予算額の確保や支援内容の充実を図ってきたところである。

また、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「加速化対策」という。)において、水道施設の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策の加速化・深化を図るため、新たに以下の中長期目標を掲げ、令和3年度から令和7年度までの5年間で重点的・集中的に対策を講じることとされており、この目標を達成するために必要な補助メニューを設けている。

- ・2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停電対策実施率については、67.7%（令和元年度）から77%（令和7年度）に引上げ
- ・影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率については、42.6%（令和元年度）から48%（令和7年度）に引上げ
- ・影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率については、37.2%（令和元年度）から59%（令和7年度）に引上げ
- ・浄水場の耐震化率については、30.6%（平成30年度）から41%（令和7年度）に引上げ（供給能力ベース）
- ・配水場の耐震化率については、56.9%（平成30年度）から70%（令和7年度）に引上げ（有効容量ベース）
- ・基幹管路の耐震適合率については、40.3%（平成30年度）から54%（令和7年度）に引上げ

今後の取組

令和6年4月の水道整備・管理行政の移管に伴い、水道施設整備関係の令和6年度予算案は国土交通省に計上している。その内容は、水道施設整備費等に171億円、上下水道で一体的に取り組む施策を支援するための上下水道一体効率化・基盤強化推進事業として30億円、さらに、従来の生活基盤施設耐震化等交付金の大部分について、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金（1兆3,771億円）の内数として計上している。

また、令和6年度から、以下の制度改正を予定している。

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の創設

令和6年度から水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、個別補助事業制度である「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」を創設する。

取水施設耐災害性強化事業の創設

土砂災害警戒区域において土砂災害等により流出するリスクが高い取水施設に対して、土砂災害防止のための施設整備などに対する新たな補助メニューを創設する。

緊急時給水拠点確保事業（重要給水施設配水管）の拡充

災害時の重要拠点として位置づけられている施設に配水する管路の耐震化に対する補助について、簡易水道事業についても補助を行うために制度を拡充する。

水道施設整備事業調査費の拡充

国が主体となった革新的技術の実証等を行うため、水道施設整備事業調査費を拡充し、水道分野における革新的技術実証事業（A-JUMP）を実施する。

その他、東日本大震災に係る水道施設災害復旧費として、各自治体の復興計画に基づき、令和6年度に実施する施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁において2.5億円を一括計上している。

都道府県等に対する要請

持続可能かつ強靱な水道の構築に向けて、引き続き補助金等の積極的な活用を行い、加速化対策に基づく耐災害性強化や水道事業の広域化等への取組を実施されるようお願いする。

改正水道法に基づく広域連携の推進

厚生労働省

基本方針 (改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

< 都道府県・水道事業者等への支援 >

計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

都道府県水道ビジョン

50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定。
その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行可能

相互に
反映可能

広域化の記載内容を
活用しつつ、充実させる
ことにより策定可能

水道広域化推進プラン

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。
都道府県に対して令和4年度末までの策定を要請。

基本方針に
基づき策定

都道府県の責務 (改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

水道基盤強化計画 (改正水道法第5条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等の中の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内に連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)
・都道府県
・市町村
・水道事業者
・水道用水供給事業者
・学識経験者、その他
都道府県が認める者

具体化

具体化

意見

計画区域

連携等推進対象区域

・構成自治体(A市・B市)
・連携内容(水道事業の統合等)
・施設整備内容(連絡管整備事業)

連携等推進対象区域

・構成自治体(C市・D市)
・連携内容(管理システムの統合等)
・施設整備内容(システム整備事業)

連携等推進対象区域

・構成自治体(X市・Y市)
・連携内容(浄水場の共同設置等)
・施設整備内容(浄水場整備事業)

水道事業者等

- ・ 水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進
- ・ 施設の適切な維持管理
- ・ 水道施設台帳の整備
- ・ アセットマネジメントの実施
- ・ 収支見通しの作成及び公表
- ・ 水道施設の計画的な更新
- ・ 水道事業の基盤強化に向けた取組 等

「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、平成34年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制
策定は、**都道府県**が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等
平成34年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的取組の内容**(想定される広域化の圏域とその方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

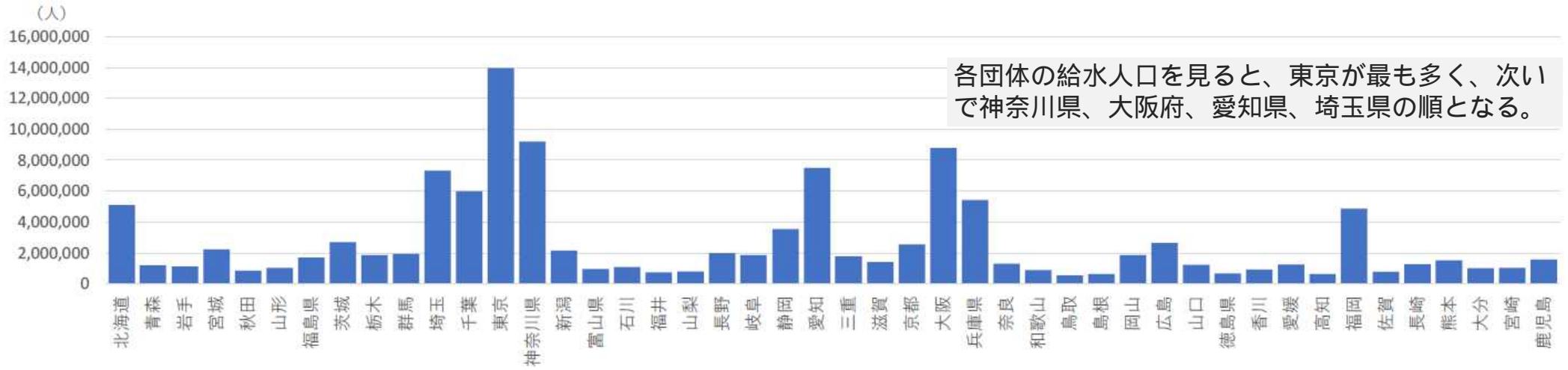
- (1) 策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、**水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するもの**であり、**最終的には水道基盤強化計画に引き継がれる**ことを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組むことが重要**。

4. 地方財政措置等

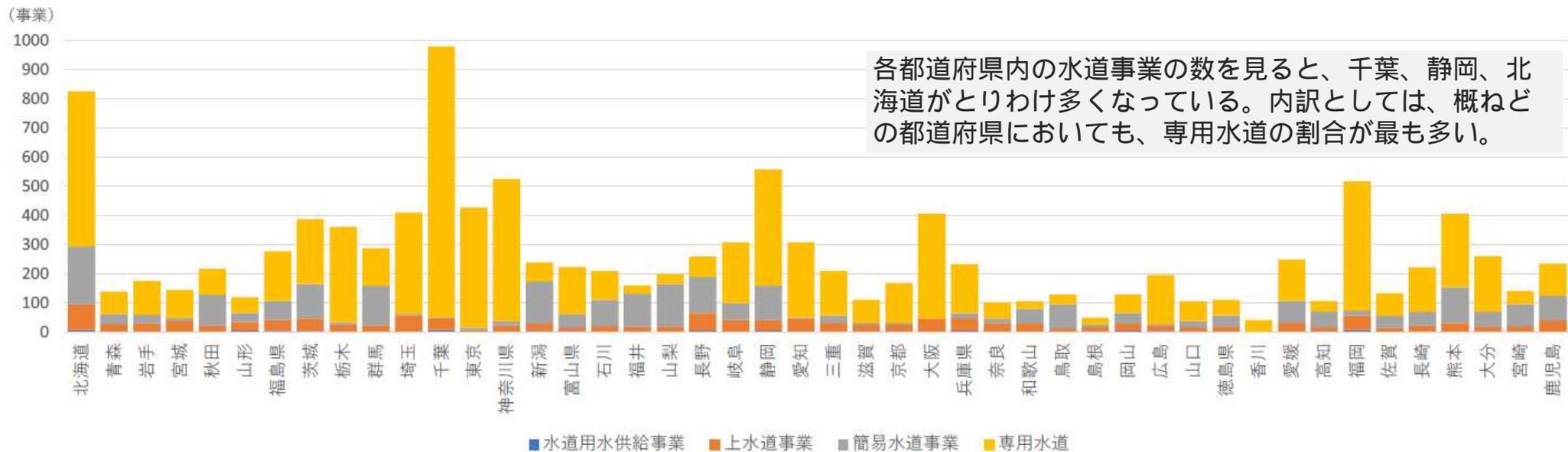
水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。
また、**水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費**について、**地方財政措置**を講ずる。

都道府県別 水道事業の現状

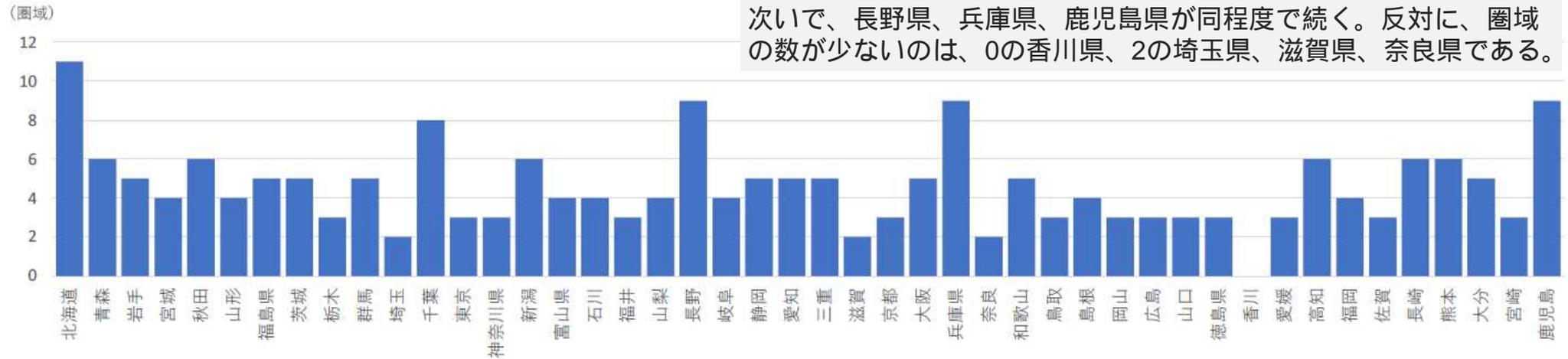
(1) 都道府県別人口



(2) 各団体の事業種別事業体数



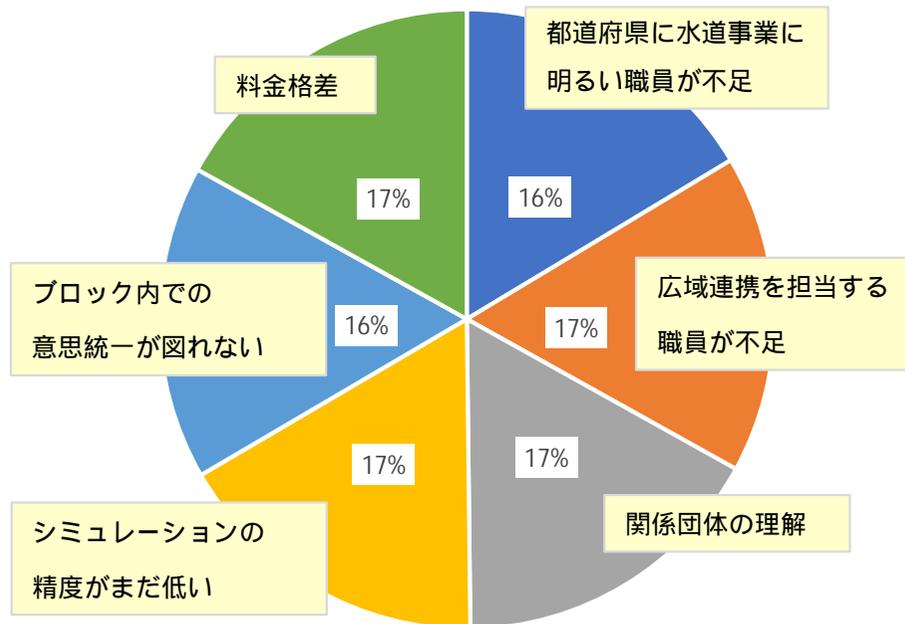
(3) 都道府県が設定した圏域数



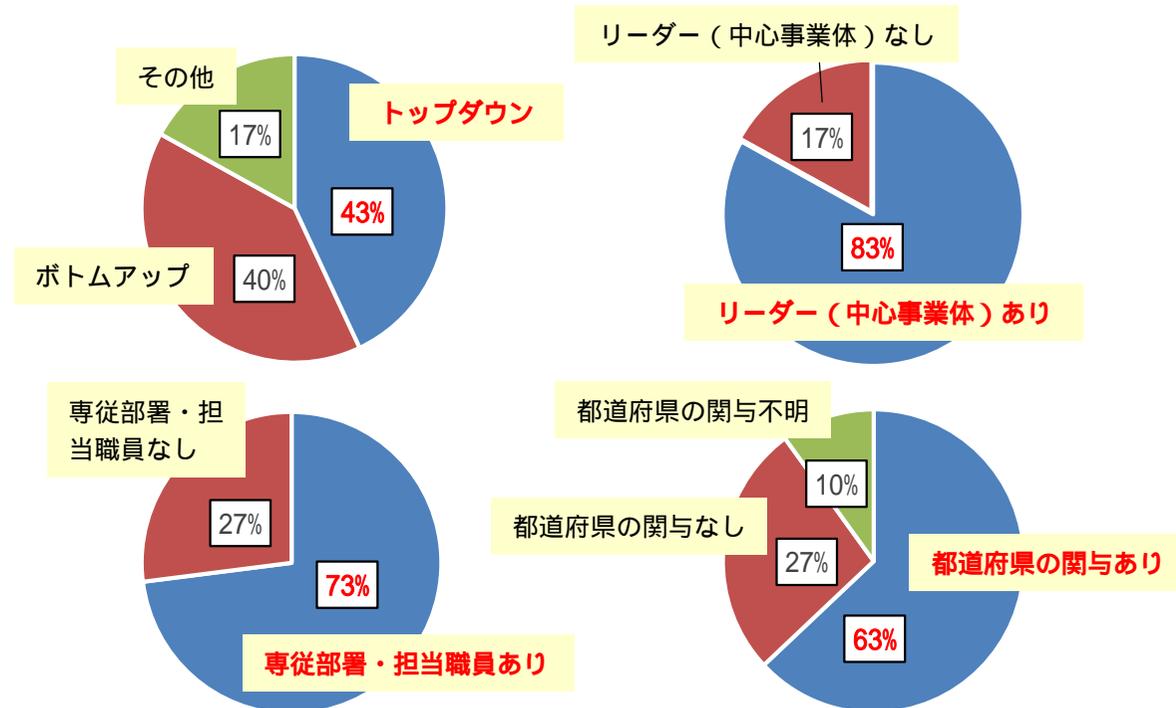
各団体が設定した圏域の数を見ると、北海道が最も多く10を超える。次いで、長野県、兵庫県、鹿児島県が同程度で続く。反対に、圏域の数が少ないのは、0の香川県、2の埼玉県、滋賀県、奈良県である。

(4) 広域連携実施に際しての課題

(R5厚生労働省調べ)



(5) 広域連携が進んだ原因



「水道事業における広域化の更なる推進等について」（抜粋）

（令和5年4月25日付け）総務省自治財政局公営企業経営室、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室事務連絡）

プランに基づく取組の推進

水道法第2条の2第2項において、都道府県は、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するよう努めなければならないとされているところである。

このことを踏まえると、**都道府県は、プランに基づく取組を推進する**役割を担うものであることから、水道事業者等である市町村等との間の協議に当たって、プラン策定に際して構築した広域化に関する検討体制を活用するなど、**調整機能を発揮**することが求められること。その際、プラン策定に引き続き、市町村財政担当課や水道行政担当課、水道事業者等（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）を運営している企業局等の関係部局が参加する一元的な体制を継続することが望ましいこと。

水道事業者等である市町村等は、都道府県とともに、**プランを踏まえて水道事業者等の広域化に係る検討を行い**、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組むとともに、検討結果を令和7年度までの経営戦略の改定の際に反映していただきたいこと。

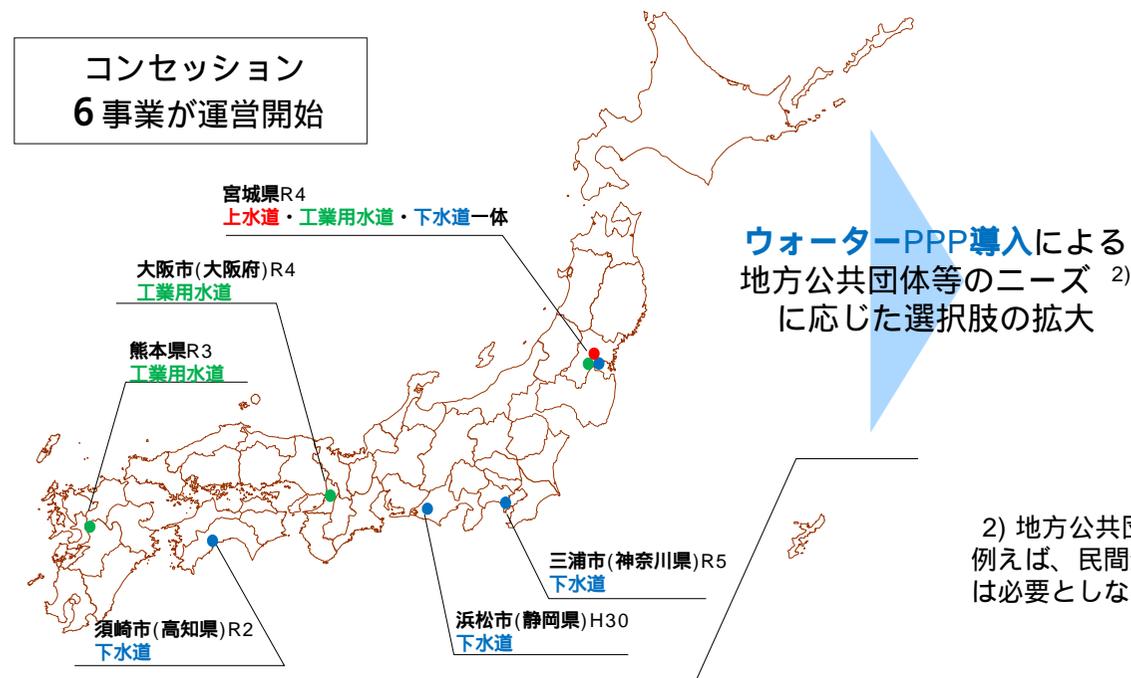
水道事業における官民連携手法と取組状況

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況及び「実施例」
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある	運転管理に関する委託：3,259施設（596水道事業者等） 【うち、包括委託は、1,124施設（181水道事業者等）】
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)	浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間事業者への委託：294施設（56水道事業者等） 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか 水道事業者等（市町村等）への委託：23施設（14水道事業者等） 「横須賀市 小雀浄水場」、「周南市 林浄水場」ほか
DBO (Design Build Operate)	地方自治体（水道事業者）が資金調達を負担し、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	19案件（20水道事業者等） 「函館市 赤川高区浄水場他」、「弘前市 樋の口浄水場他」、 「小山市 若木浄水場他」、「横浜市 西谷浄水場排水処理施設」、 「小田原市 高田浄水場」、「枚方市 中宮浄水場」、 「橋本市 橋本浄水場」、「下関市 長府浄水場」ほか
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式	12案件（9水道事業者等） 「夕張市 旭町浄水場等」、「横浜市 川井浄水場」、 「岡崎市 男川市浄水場」、「神戸市 上ヶ原浄水場」、 「埼玉県 大久保浄水場排水処理施設等」、「千葉県 北総浄水場排水処理施設他1件」、 「神奈川県 寒川浄水場排水処理施設」、「愛知県 知多浄水場等排水処理施設他2件」、 「東京都 朝霞浄水場等常用発電設備」
公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)	PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設（水道事業の場合、水道施設）について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	1案件（1水道事業者等） 「宮城県上下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」 (令和4年4月 事業開始)

- 新たに、**重点分野**¹⁾において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定**。
 - ウォーターPPP等**、多様な官民連携方式の導入等により案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進する。
- 1) 重点分野：空港、**水道**、下水道、道路、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船
向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道



ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速



分野名	事業件数10年ターゲット <ウォーターPPP>
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

<ウォーターPPP>
コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

2) 地方公共団体等のニーズ：
例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の收受まで
は必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（**管理・更新一体マネジメント方式**）を公共施設等運営事業と併せて「**ウォーターPPP**」として導入拡大を図る。
- 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。**
- 地方公共団体等のニーズに応じて、**水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能**である。なお、**農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能**である。
- 関係府省連携し、各分野における**管理・更新一体マネジメント方式**が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

長期契約（原則10年）、 性能発注、 維持管理と更新の一体マネジメント、 プロフィットシェア

ウォーターPPP

公共施設等運営事業（コンセッション）
[レベル4]

長期契約（10～20年）
性能発注
維持管理
修繕
更新工事
運営権（抵当権設定）
利用料金直接収受

上・工・下一体：1件（宮城県R4）
下水道：3件（浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5）
工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）

管理・更新一体マネジメント方式
[レベル3、5] 新設

長期契約（原則10年）*1
性能発注*2
維持管理
修繕
【更新実施型の場合】 更新工事
【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）

*1管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。
*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。
管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による
民間委託
[レベル1～3]

短期契約（3～5年程度）
仕様発注・性能発注
維持管理
修繕

水道：1,400施設
下水道：552施設
工業用水道：19件

管路経年化の現状と課題

➤ 管路経年化率は**22.1%**¹まで上昇、管路更新率は**0.64%**まで低下（令和3年度）

➤ 令和3年度の更新実績：更新延長 **4,723km**

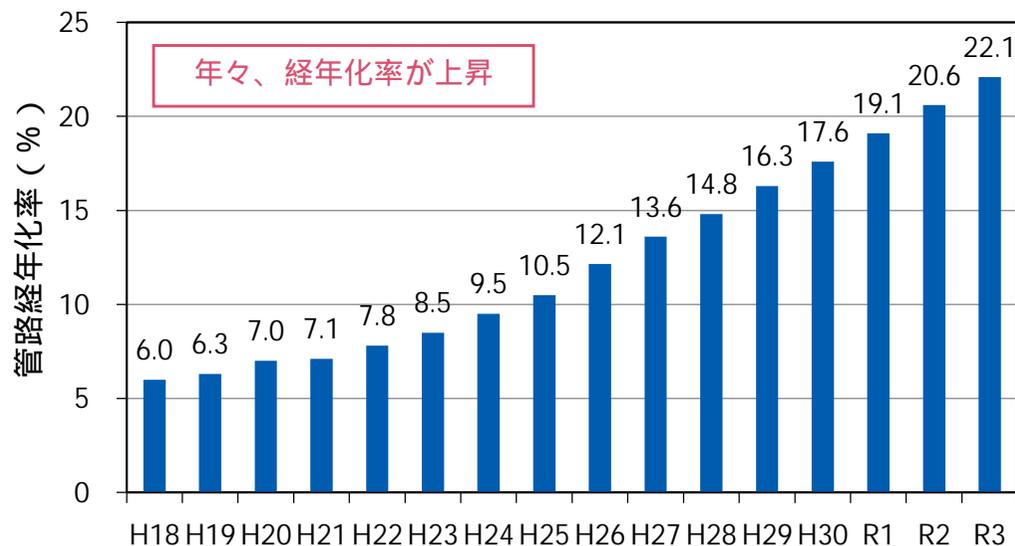
➤ 60年で更新する場合²：更新延長 **約8千km**、更新率**1.13%**

1 全管路延長約74万kmに占める法定耐用年数（40年）を超えた延長約17万km

2 法定耐用年数を超えた管路約17万kmを令和4年度からの今後20年間（令和4～23年度）で更新する場合

管路経年化率（%）

法定耐用年数を超えた管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



令和3年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	23.7%	19.2%	22.1%
管路更新率	0.70%	0.52%	0.64%

管路更新率（%）

更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



管路の年代別内訳（令和3年度時点）

	(km)
法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	164,084
20年を経過した管路延長（40年超を除く）	334,386
上記以外	240,273
管路延長合計	742,743

（出典）水道統計を基に算出 1

適切な資産管理の推進により期待する効果

点検を含む
水道施設の維持
及び修繕

水道施設台帳
の作成

水道施設の
計画的な更新等

水道施設の適切な管理
(維持管理水準の底上げ)

- 老朽化等に起因する事故の防止
- 点検・補修履歴等を含め、水道施設の適切な把握に基づく管理の実施

大規模災害時等の
危機管理体制の強化

- 大規模災害時に円滑に応急対策活動できるよう、水道施設の基礎情報を整備・保管

アセットマネジメント
の精度向上

- 長寿命化による投資の抑制
- 保有資産の適切な把握とその精度の向上
- 水道施設の更新需要の平準化

広域連携や官民連携等
のための基礎情報として活用

- 広域連携や官民連携等の実現可能性の調査・検討等に用いる施設整備計画・財政計画等の作成に活用

点検を含む維持・修繕（法第22条の2、施行規則第17条の2）

水道法第22条の2（水道施設の維持及び修繕）

水道施設を良好な状態に保つため、その**維持及び修繕を行わなければならない。**

水道法施行規則第17条の2（水道施設の維持及び修繕）

○ 水道施設の状況（構造、位置、維持又は修繕の状況等）を勘案して、適切な時期に、**目視その他適切な方法**により点検を行う。

➡ **目視と同等以上の方法による点検が可能であることを明確化（令和6年4月1日施行）**

○ 水道施設の点検の結果、異状を把握したときは、修繕その他必要な措置を講ずる。

○ 点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る）については、次のとおりの対応とする。

✓ 概ね**5年に1回以上**の適切な頻度で点検を行う

✓ 点検した際は、以下の事項を**記録**する（次の点検まで**保存**）

点検の年月日、点検を実施した者の氏名、点検の結果

✓ 点検した結果、施設の異常を把握し修繕を行った場合には、その**内容を記録**する（**利用期間保存**）

水管橋、橋梁添架管及び水路橋を指す。

➡ **道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等 に対しても、5年に1回以上の点検や、点検・修繕記録の保存等を義務付ける（令和6年4月1日施行）**

和歌山市における水管橋崩落事故を受けた対応

六十谷水管橋崩落事故

令和3年10月3日 六十谷水管橋の一部が崩落

紀の川以北（河西地区）の約6万世帯（約13万8千人）で約1週間断水

厚生労働省の対応

全国の水道事業者等に対し、水管橋の維持及び修繕について依頼（令和3年10月8日）

生活基盤施設耐震化等交付金において、水管橋耐震化等事業の創設（令和3年10月27日）

全国上水道水管橋緊急調査を実施（令和3年12月24日結果公表）

水道の諸課題に係る有識者検討会で省令改正等の対応を審議（令和4年5月、9月、12月）

日本水道協会 水道施設の維持・修繕に係わる専門委員会にて、ガイドラインの改訂等について意見聴取（令和4年6月、10月、令和5年2月）

水道法施行規則第17条の2を改正（令和5年3月22日公布、令和6年4月1日施行）

水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドラインを改訂（令和5年3月改訂）

水管橋等の維持・修繕に関する検討報告書を作成（令和5年3月作成・公表）



水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関する新技術について

- 厚生労働省では、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」において水道事業者等に新技術の採用を促しているほか、新技術の導入に関する実績調査や（公財）水道技術研究センター（JWRC）と連携した新技術の事例集（具体的な点検方法や活用事例等）の取りまとめなど新技術導入を促進させる取組を行っている。
- 厚生労働省としては、平成30年度よりIoTを活用したモデル事業の推進により新技術導入の支援を行っている（令和4年度から支援する新技術の対象を拡大）。

新技術のイメージ

振動センサーを活用した水道管の漏水検知システム



出典：株式会社日立製作所提供

タブレット等の端末を活用した維持管理情報等を管理する技術



出典：厚生労働省資料

ドローンを活用した点検を行う技術



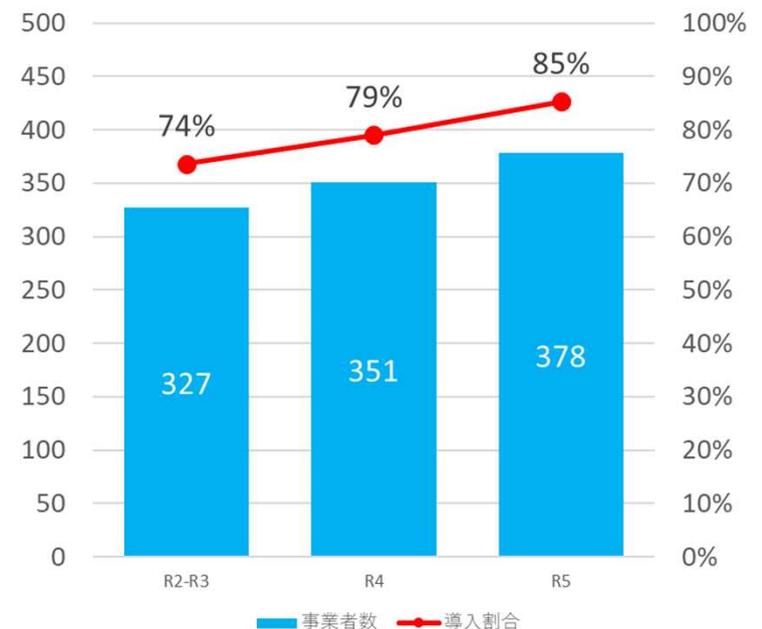
出典：堺市上下水道局提供

不断水管内カメラを活用した水道管内の調査を行う技術



出典：一般社団法人
全国水道管内カメラ調査協会提供

水道施設の点検を含む維持・修繕にかかる 新技術を導入している水道事業等の数及び割合



調査対象：大臣認可の水道事業等 443事業
（上水道事業及び水道用水供給事業）

水道施設台帳の作成・保管（法第22条の3、施行規則第17条の3）

水道法第22条の3（水道施設台帳）

水道事業者は、**水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。**

令和4年10月1日から適用

水道法施行規則第17条の3（水道施設台帳）

■ 調書及び図面として記載すべき事項

※マッピングシステムなどの電子システムで把握している場合も、水道施設台帳が作成されていると見なす

調書

管路等調書

管路等の性質ごとの延長を示した調書

- ・管路等区分、設置年度、口径、材質及び継手形式並びに区分等ごとの延長

水道施設調書

水道施設（管路等を除く）に関する諸元を示した調書

- ・名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力

図面

一般図

水道施設の全体像を把握するための配置図

- ・市区町村名及びその境界線
- ・給水区域の境界線
- ・主要な水道施設の位置及び名称
- ・主要な管路等の位置
- ・方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

施設平面図

水道施設の設置場所や諸元を把握するための平面図

- ・管路等の基本情報（管路等の位置、口径、材質）
- ・制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類
- ・管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
- ・その他地図情報（市区町村名とその境界線、方位、縮尺、凡例及び作成の年月日、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

調書及び図面の記載事項に変更があったときは速やかにこれを訂正しなければならない。

■ 形式を問わず整備すべき情報

- ・管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり
- ・制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径
- ・止水栓の位置
- ・道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

水道施設台帳の作成・保管（法第22条の3、施行規則第17条の3）

- 水道施設台帳を作成している上水道事業者等は全体の約93%。
- 水道事業（簡易水道事業を除く）では、約98%が作成しているのに対し、簡易水道事業では約89%にとどまっている。
- 水道施設台帳が未作成の水道事業者等においては早急に水道施設台帳を作成されたい。
- 各都道府県水道行政担当部（局）におかれては、認可権者として未作成の水道事業者等に対して適切な指導・監督をお願いします。

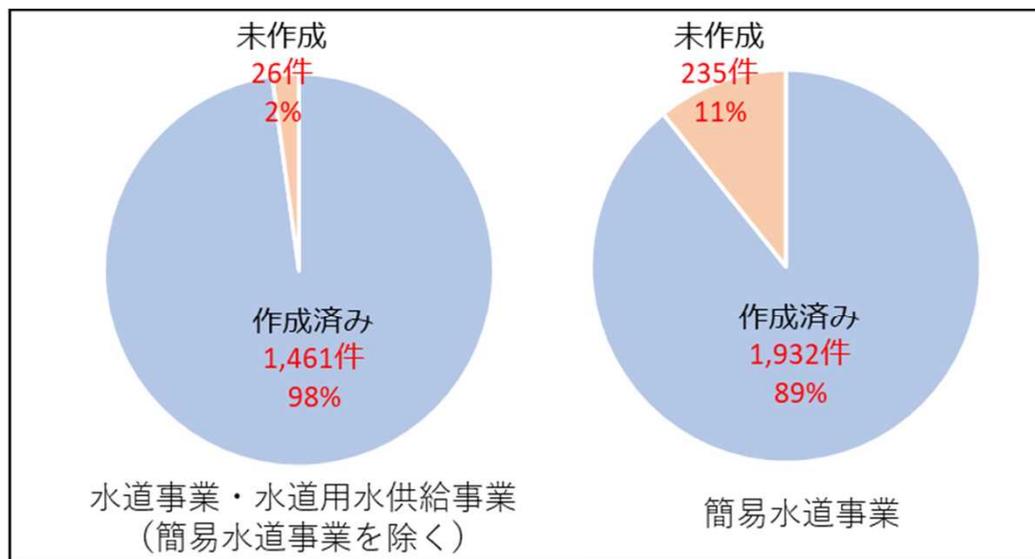
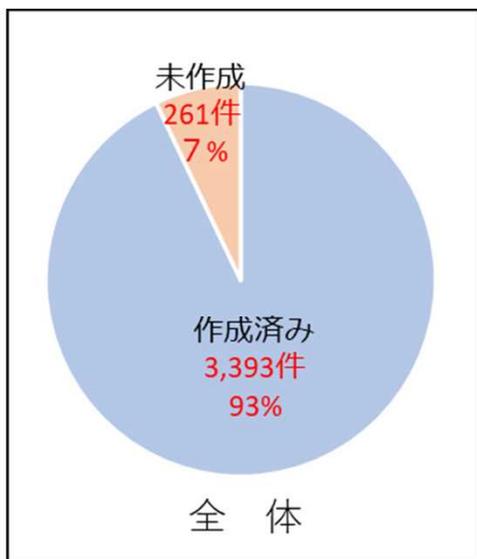
水道施設台帳の作成状況

年度	整備	概ね整備	あまり整備していない	整備していない
H28.12	32.2% (526)	50.7% (2561)	32.2% (1625)	6.6% (335)
R4.10	86.0% (3181)	未作成 14.0% (513)		
R5.10	92.9% (3654)	未作成 7.1% (261)		

令和4年10月3日付け水道課長通知

「水道施設台帳の作成状況について」において

- 未作成の水道事業者等を公表
- 未作成の水道事業者等に早期の作成を要請
- 都道府県に適切な指導・監督を要請



※未回答の事業者を含む

(令和5年10月1日時点 厚生労働省水道課調べ)

水道施設の計画的な更新等について（法第22条の4、施行規則第17条の4）

水道法第22条の4（水道施設の計画的な更新等）

1. 水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、**水道施設の計画的な更新に努めなければならない。**
2. 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る**収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。**

水道法施行規則第17条の4（水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表）

長期的な収支の試算

水道法施行規則第12条

30年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算

当該試算に基づき料金算定

試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で、水道施設の新設及び改造の需要を算出し、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮

収支の見通しの公表

収支の見通しについては、長期的な収支の試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について公表

収支の見通しの見直し

- 収支の見通しを作成した時は、概ね3年から5年ごとに見直す

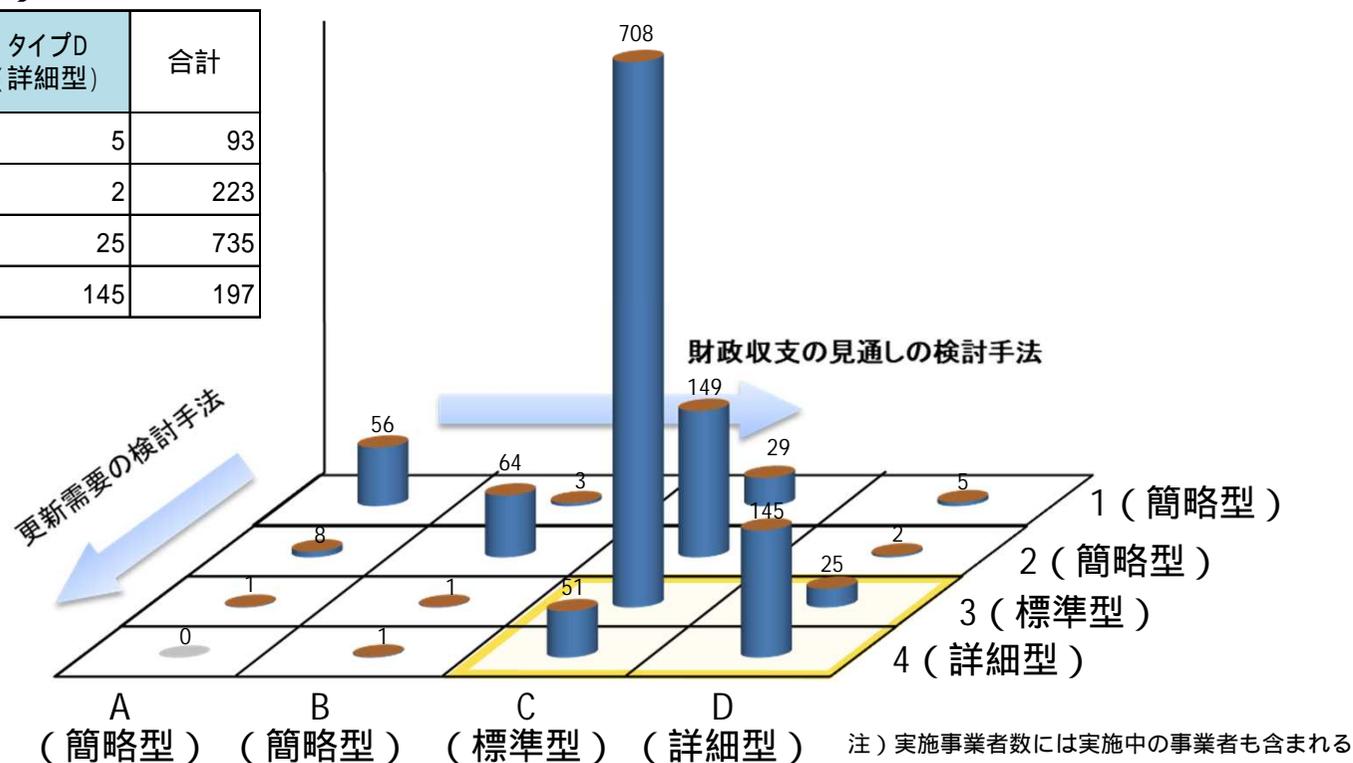
アセットマネジメントの実施状況等

- ▶ 令和3年度のアセットマネジメントを実施している事業者¹は 89.6% (1,248事業者)
- ▶ 標準精度 (タイプ3・C²) 以上で実施している事業者¹は 66.7% (929事業者)
- ▶ 詳細精度 (タイプ4・D³) で実施している事業者¹は 10.4% (145事業者)

- 1 実施中の事業者も含まれる
- 2 施設の再構築や規模の適正化等までは検討していないが、将来の投資必要額 (更新需要) は把握
- 3 施設の再構築や規模の適正化、適切な水道料金水準等資金確保の検討を反映。

検討手法 (タイプ別) の実施状況 (事業者数)

財政収支の見通しの検討手法	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)	合計
更新需要の見通しの検討手法					
タイプ1 (簡略型)	56	3	29	5	93
タイプ2 (簡略型)	8	64	149	2	223
タイプ3 (標準型)	1	1	708	25	735
タイプ4 (詳細型)	0	1	51	145	197



出典) 令和4年3月厚生労働省水道課調べ

適切な資産管理の推進に係る主な技術的支援

点検を含む維持・修繕

「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を作成(令和5年3月改訂)

水道施設台帳の作成・保管

「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」を作成(平成30年5月)

水道施設の計画的な更新等

「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成(平成21年7月)
アセットマネジメント実践のための「簡易支援ツール」を作成(平成25年6月)
アセットマネジメント実践のための「簡易支援ツール」を改良(令和2年3月)

その他

全国水道関係担当者会議等において、適切な資産管理の必要性や技術支援策の周知を実施

水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業（R6.4より「上下水道DX推進事業」に改称予定）

事業目的

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に直面しており、将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な事業運営を行っていくためには、市町村の垣根を越えた広域連携など通して水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一層の効率化を図る必要がある。

しかし、水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているため、離島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっている。

このため、IoT等の先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれる事業について支援をし、水道事業の運営基盤強化を図る。

事業概要

広域的な水道施設の整備と併せて、IoT等の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業について、先端技術を用いた設備の導入及び水道施設の整備の支援を行う。

ただし、広域化を伴わない事業については、先端技術を用いた設備の導入経費のみ支援する。

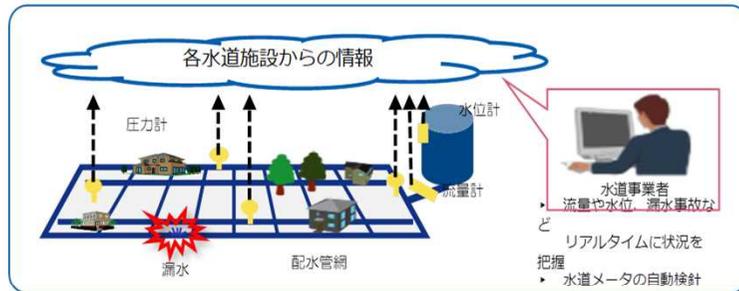
生活基盤施設耐震化等交付金における事業（平成30年度～）

対象事業者：先端技術を導入する水道事業者、水道用水供給事業者、簡易水道事業者

交付率：1 / 3

令和4年度より、IoTを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入事業についても対象に追加。

事業例1：広域化に伴う水道施設の整備と併せて、各種センサやスマートメータを導入する場合
（将来的に監視制御設備にて得られた情報を分析・解析することを基本とする）



効率化

事業例2：広域化に伴い、複数の監視制御システムを統合し、得られた情報を配水需要予測、施設統廃合の検討、台帳整備等の革新的な技術に生かす場合



効率化

【事業例1】

活用例① 高度な配水運用計画

▶ 配管網に流量計や圧力計などの各種センサを整備し、その情報を収集・解析することで、高度な配水計画につなげる。

活用例② 故障予知診断

▶ 機械の振動や温度などの情報を収集・解析することで、故障予知診断につなげる。

活用例③ 見守りサービス

▶ スマートメータを活用し、水道の使用状況から高齢者等の見守りを行うもの。

【事業例2】

活用例① アセットマネジメントへの活用

▶ 台帳の一元化、維持管理情報の集約などにより適切なアセットマネジメントを実施し、施設統廃合や更新計画につなげる。

▶ 上記事例の他、新たな視点から先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業

ビッグデータやAIの活用

活用次第で様々な事業展開が可能

付加効果

イノベーション

水道情報活用システムの概要

【現状システム】

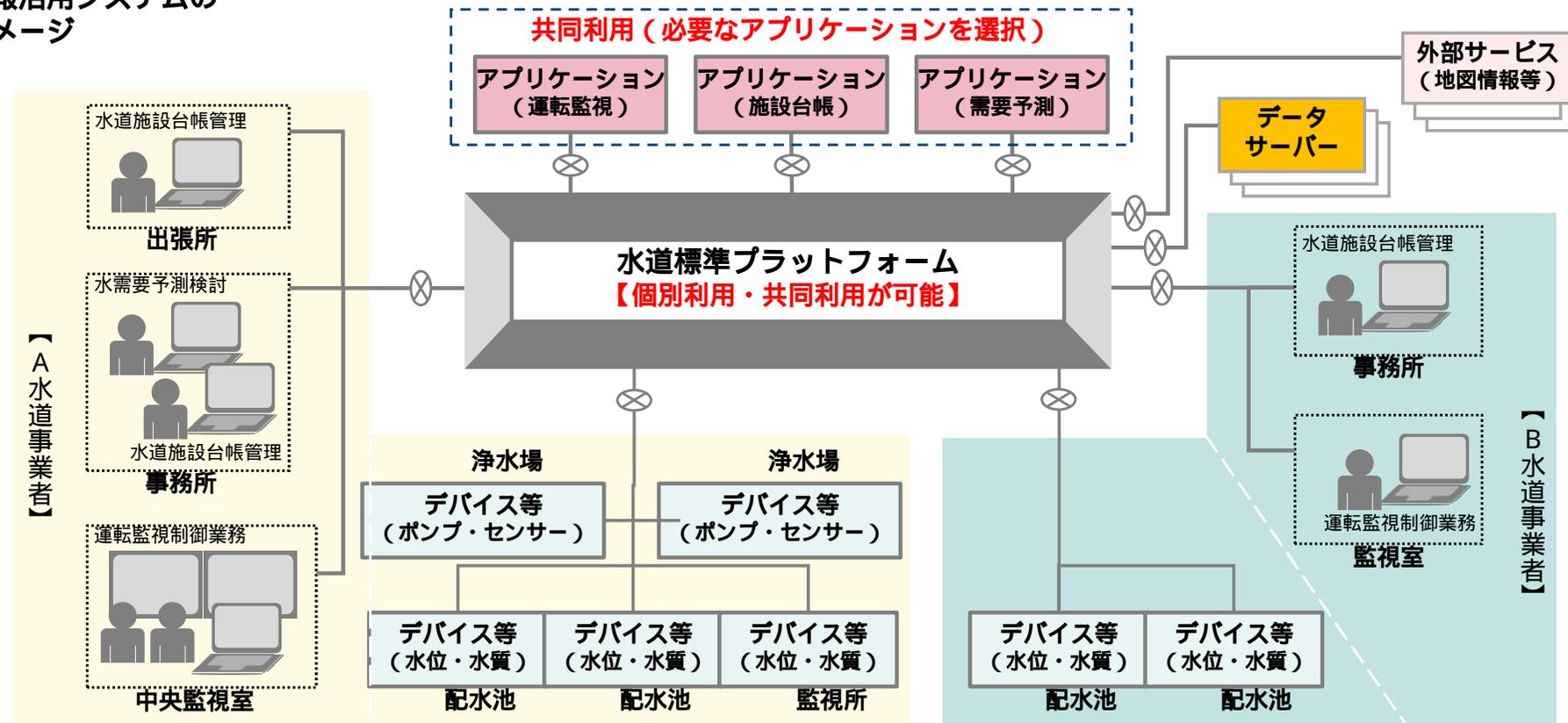
水道事業において通常利用されている当該水道事業者等・水道施設別に構築されたものとなっているシステム間のデータ流通性は高くなく、データ利用は各システム内で完結しており、データ利活用も限定的な状況である（ベンダロックイン）。

【水道情報活用システム】

水道情報活用システムは、データ流通仕様が統一され、セキュリティが担保されたクラウドを活用したシステムであり、主な利点は以下の通りである。共同利用することにより、更なる効率化を図ることも可能である。

- ・ **ベンダロックイン解除**：水道施設の運転監視データや施設情報等の各種データは、異なるシステム間・ベンダ間のアプリケーションにおいてもプラットフォームを介して横断的に活用が可能である。
- ・ **コストの低減**：アプリケーションやデバイス等が汎用化されることから、コストの低減が可能である。

水道情報活用システムの 利用イメージ



水道情報活用システム 導入支援事業の概要

【支援対象となる水道事業者等】

水道情報活用システムを導入して、業務の効率化や管理の高度化を目指す水道事業者等に対して、『水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業』（R6.4より「上下水道DX推進事業」に改称予定）を活用した導入支援事業を実施

【導入支援事業】

『水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業』（R6.4より「上下水道DX推進事業」に改称予定）を活用した支援

対象事業者：水道情報活用システムを導入する水道事業者、水道用水供給事業者

令和3年度より、簡易水道事業者も対象

交付率：1/3

支援対象：導入に際して必要と認められる初期費用

プラットフォームについては、水道事業者等が自ら構築する場合に限る

【導入支援事業の採択基準】

事業区分	採択基準（抜粋）
水道事業におけるIoT活用推進モデル事業 （R6.4より「上下水道DX推進事業」に改称予定）	IoT技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業であること。
導入支援事業	次のいずれにも該当する事業であること。 1. 導入支援事業の募集に登録し、標準仕様に基づくシステムの先進的導入に参加すること。 2. おおむね令和7年度までに水道情報活用システムの導入事業を開始すること。 3. 複数の事業者間システム又はアプリケーションを対象とする連携によりデータの利活用を図ること。

【留意点】

- 当面令和7年度までに導入事業を開始する水道事業者等を対象
- 周辺事業者等と共同で導入する場合においても、水道事業者等ごとに登録が必要
- 導入事業を開始する前年に実施する「水道情報活用システム」導入支援事業の募集において登録すること
- 複数のシステム又はアプリケーションの導入を複数年度で実施する場合はまとめて登録するものとし、基本的に同一事業者の複数回登録は認めない
- 本募集とは別に生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望書の提出が必要

水道情報活用システム導入支援 は、前年度以前からの継続

	都道府県	事業者名	導入を検討しているアプリケーション等
1	宮城県	蔵王町	施設台帳、運転監視
2	栃木県	宇都宮市	水道料金
3	富山県	射水市	施設台帳
4	石川県	金沢市	施設台帳、マッピングシステム、水道料金、財務会計、需要予測、運転監視
5		津幡町	運転監視、水道料金、財務会計
6	愛知県	東海市	アセットマネジメント、施設台帳
7	滋賀県	大津市	財務会計、運転監視
8	京都府	宮津市	施設台帳、マッピングシステム、運転監視、水質監視
9	兵庫県	姫路市	運転監視
10		加西市	施設台帳、マッピングシステム、運転監視
11	奈良県	奈良市	施設台帳、マッピングシステム、アセットマネジメント、水道料金、財務会計、需要予測、運転監視、水質監視
12		生駒市	運転監視、水質監視
13		平群町	運転監視
14		奈良県水道局	運転監視、水道料金、財務会計
15	島根県	島根県企業局	運転監視
16	広島県	広島県水道広域連合企業団	運転監視
17	佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	施設台帳、マッピングシステム
18	大分県	大分市	施設台帳
19	鹿児島県	鹿児島市	運転監視

事例の概要は以下参照。
(参考)厚生労働省HP:
CPS/IoTの活用

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyo/ku/kenkou/suido/seibi/index_00002.html



水道情報活用システム以外のIoTの導入支援

	都道府県	事業者名	事業概要
1	福島県	会津若松市	スマートメーター導入、管路口径検討・漏水管理の効率化
2	神奈川県	横浜市	AR技術による遠隔作業支援導入、スマートグラスを用いた技術継承の効率化
3	神奈川県	横須賀市	浄水場遠隔モニタリングシステム・コミュニケーション維持システム導入、職員の集約による監視業務の効率化
4	静岡県	湖西市	スマートメーター導入、料金徴収・検針業務の効率化(時間帯別料金の設定)
5	石川県	川北町	クラウド型監視システム導入、遠隔監視による業務効率化
6	宮崎県	新富町	スマートメーター導入、検針業務の効率化・漏水相談への電話サポート

近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約 130 万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約 13 万戸	¹ 約1ヶ月
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約 5.9 万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約 5.6 千戸	¹ 18日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約 256.7 万戸	¹ 約5ヶ月
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約 1.3 千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約 44.6 万戸	¹ 約3ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約 1.6 万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約 9.4 万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約 6.8 万戸	¹ 34日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約 2.7 万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約 7.0 万戸	7日

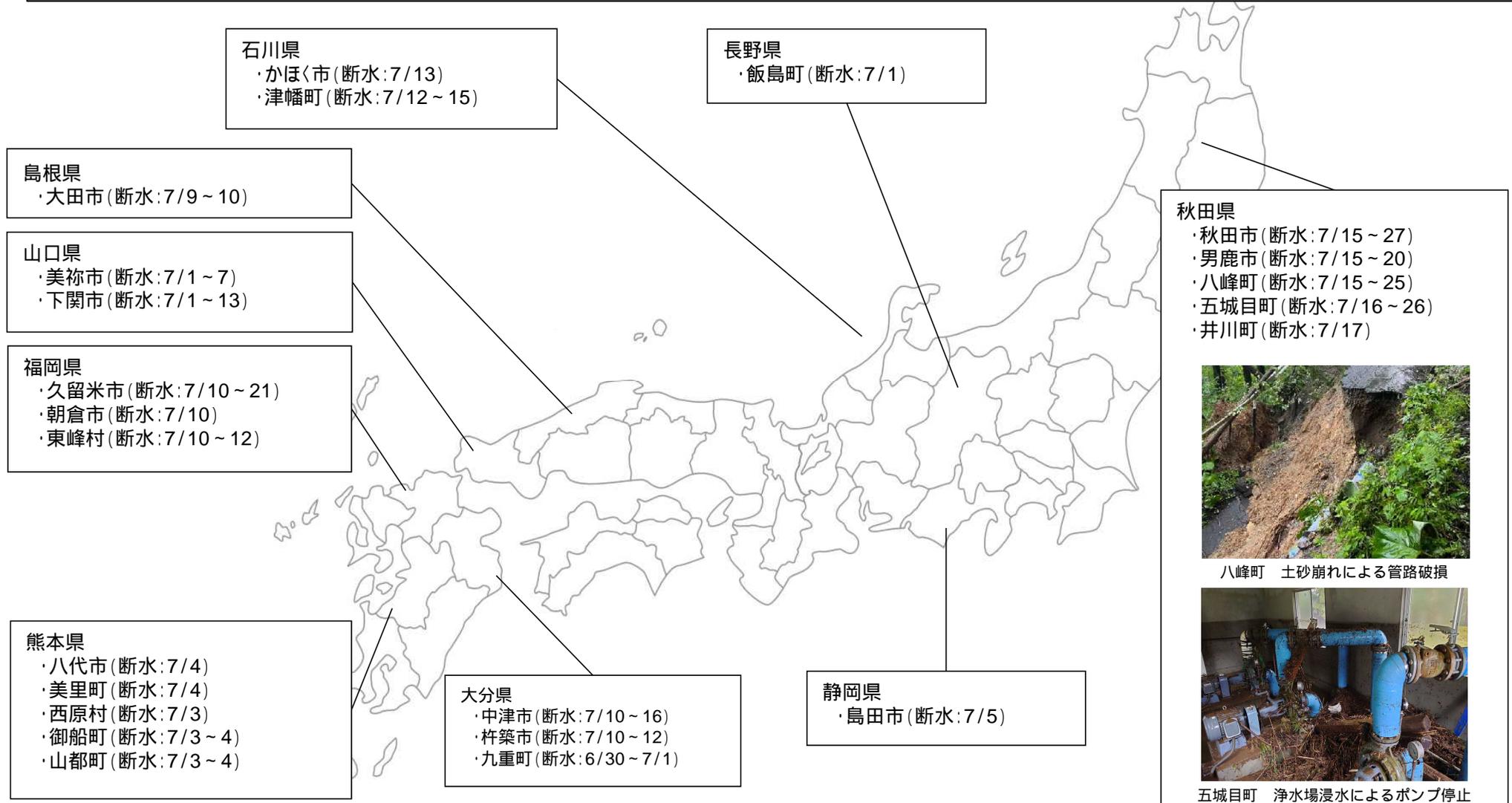
¹ 家屋等損壊地域、全戸避難地区、津波地区等を除く

主な大雨等による被害

時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年1～2月	1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等(北陸地方、中国四国地方)	約 3.6 万戸	12日
平成30年7月	豪雨(広島県、愛媛県、岡山県等)	約 26.3 万戸	38日
平成30年9月	台風第21号(京都府、大阪府等) 台風第24号(静岡県、宮崎県等)	約 1.6 万戸 約 2.0 万戸	12日 19日
令和元年9月	房総半島台風(千葉県、東京都、静岡県)	約 14.0 万戸	17日
令和元年10月	東日本台風(宮城県、福島県、茨城県、栃木県等)	約 16.8 万戸	33日
令和2年7月	豪雨(熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等)	約 3.8 万戸	56日
令和3年1月	1月7日からの大雪等(西日本等)	約 1.6 万戸	8日
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等(秋田県、山形県、新潟県、福井県等)	約 1.4 万戸	18日
令和4年9月	台風第14号(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等) 台風第15号(静岡県)	約 1.3 万戸 約 7.6 万戸	9日 13日
令和5年1月	1月20日からの大雪等(石川県、三重県、大分県等)	約 1.4 万戸	8日

令和5年6月28日から7月16日の大雨等による水道の被災・復旧状況

- 6月28日～7月16日の間に活発な梅雨前線の影響により大雨となり、大分県、長野県、山口県、熊本県、静岡県、島根県、福岡県、石川県、秋田県の22事業者において、水道施設が被災したことにより断水が発生(断水戸数合計:約19,800戸)
- 主な被災は、浄水場等浸水によるポンプ機能停止、土砂崩れ等による管路損傷、添架管流出、停電等による機能停止や濁度上昇による取水停止によるものであり、すべて応急復旧を実施済み。



水道における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している状況等を踏まえ、取組の更なる加速化・深化を図るため、政府において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下、「5か年加速化対策」という。)を策定

5か年加速化対策の趣旨を踏まえ、引き続き、水道施設の強靱化に関する取組を要請

「国土強靱化基本計画」
(平成30年12月)

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の策定

- ・ 特に緊急に実施すべき対策を、2020年度までの3か年で集中的に実施

水道事業者等に対し、以下の対応を要請 (平成31年2月25日付け水道課長通知「水道における緊急対策の実施について」)

- 省令 で定める技術的基準への適合状況について再点検するとともに、水道施設の強靱化に関するより一層の積極的な取組
- 財政支援の活用を含め、緊急対策の早期実施

水道施設の技術的基準を定める省令

台風第15号・第19号(令和元年)による被災

水道施設の再点検(令和元年11月)

3か年緊急対策の推進
進捗フォローアップ

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の策定

- 耐災害性強化対策等を、2025年度までの5か年で重点的・集中的に実施
- 水道では、水道施設の耐災害性強化対策及び管路の耐震化対策の強化

水道事業者等に対し、以下の対応を要請

(令和3年2月2日付け水道課長通知「水道における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実施について」)

- 水道施設の耐災害性強化対策及び管路の一層の耐震化対策を施設整備計画等に位置づけるなど、引き続き水道施設の強靱化に関する取組を進めること
- 5か年加速化対策の実施にあたり財政支援の活用を検討すること

今後、加速化対策に位置づけられた施設を管理する水道事業者等に対し、対策の進捗状況を毎年調査予定

概要：近年頻発する豪雨等に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害や、大規模地震等により給水停止のおそれが高く、かつ重要度の高い浄水場等に対し、非常用自家発電設備の整備や耐震補強等の各種対策工事を施すことにより、国民生活や産業活動に欠かせないライフラインである水道の耐災害性を強化し、災害による大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する。

病院等の重要給水施設に至るルート上にある施設

府省庁名：厚生労働省

本対策による達成目標

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、対策が必要な施設等について耐災害性強化対策を図ることにより、災害による大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する。

停電対策(非常用自家発電設備の整備等)

中長期の目標

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停電対策実施率

現状：67.7% (令和元年度)
 中長期の目標：77% (令和7年度)
 本対策による達成目標の引き上げ
 73% → 77% (令和7年度)



非常用自家発電設備のイメージ

5年後(令和7年度)の状況

同上

土砂災害対策(土砂流入防止壁の整備等)

中長期の目標

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で
 土砂警戒区域内にある施設の土砂災害対策実施率

現状：42.6% (令和元年度)
 中長期の目標：48% (令和7年度)
 本対策による達成目標の引き上げ
 43% → 48% (令和7年度)



土砂流入防止壁等のイメージ

5年後(令和7年度)の状況

同上

浸水災害対策(防水扉の整備等)

中長期の目標

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で
 浸水想定区域内にある施設の土砂災害対策実施率

現状：37.2% (令和元年度)
 中長期の目標：59% (令和7年度)
 本対策による達成目標の引き上げ
 55% → 59% (令和7年度)



浸水対策のイメージ

5年後(令和7年度)の状況

同上

地震対策(耐震補強等)

中長期の目標 浄水場、配水場の耐震化率

浄水場	配水場
現状：30.6% (平成30年度)	現状：56.9% (平成30年度)
中長期の目標：41%	中長期の目標：70% (令和7年度)
本対策による達成目標の引き上げ 31% → 41% (令和7年度)	本対策による達成目標の引き上げ 57% → 70% (令和7年度)

5年後(令和7年度)の状況

同上

浄水場耐震化工事のイメージ



実施主体 都道府県・市町村等の水道事業者及び水道用水供給事業者

令和8年度以降の数値目標については、進捗状況を踏まえ再度検討することとする。

概要 要：地震災害等で破損した場合に断水影響が大きい上水道の基幹管路（導水管・送水管・配水本管）について、耐震化等の対策を強力に推進することにより、国民生活や産業活動に欠かせないライフラインである水道の耐災害性を強化し、災害等による大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する。

府省庁名：厚生労働省

本対策による達成目標

中長期の目標

基幹管路の耐震性強化等を図ることにより、地震等による大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する。

全国の基幹管路の耐震適合率

現状：40.3%（平成30年度）

中長期の目標：60%（令和10年度）

本対策による達成目標の変更

50%（令和4年度） 60%（令和10年度）

基幹管路の耐震化のペースを緊急対策前の約1,300km / 年から約2,000km / 年に加速化させる対策を引き続き実施

5年後（令和7年度）の状況

達成目標：54%

実施主体

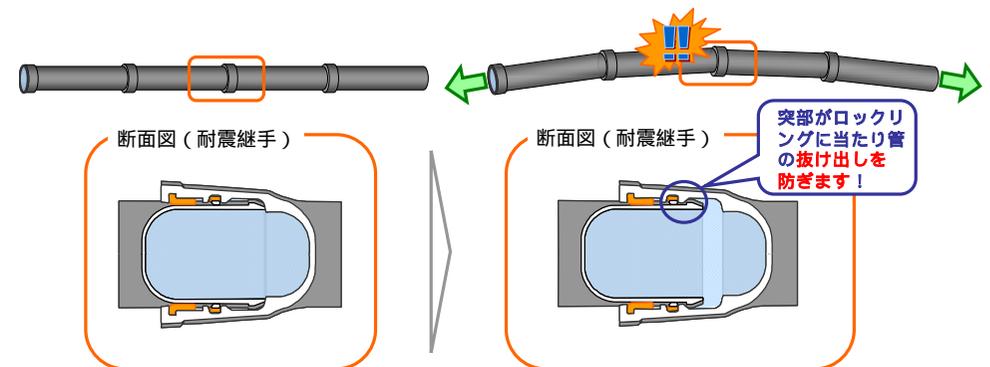
都道府県・市町村等の水道事業者及び水道用水供給事業者



大阪府北部を震源とする地震における送水管の破損現場

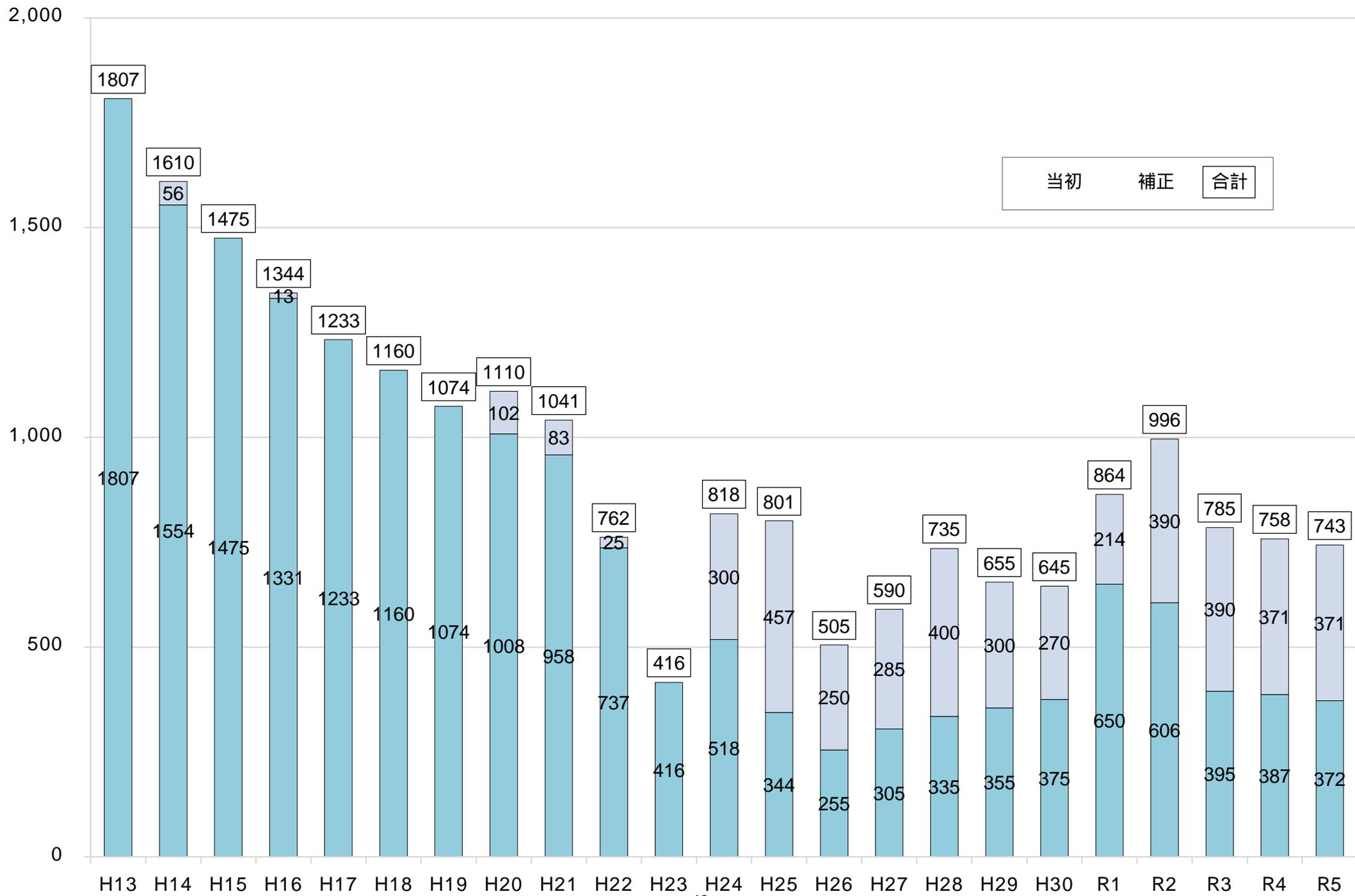


耐震管の布設イメージ



耐震性の高い管路の例

水道事業予算額等の推移



「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道の耐災害性強化

国土強靱化に関する施策を効率的に進めるため、平成30年7月豪雨災害等の最近の災害による生活への影響を鑑み実施された重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)に基づき、自然災害により断水のおそれがある水道施設の停電対策・土砂災害対策・浸水災害対策及び水道施設・基幹管路の耐震化を集中的に推進

近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等について、更なる加速化・深化を図るために策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づき、新たな中長期目標を掲げ、これら耐災害性強化対策を加速化・深化させ、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」 (平成30年度～令和2年度)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 (令和3年度～令和7年度)

停電対策（自家発電設備の整備等）

基幹となる浄水場（1事業体1施設。以下同じ）のうち、**停電により大規模な断水が生じるおそれがある施設**
緊急対策実施箇所数：139カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど**影響が大きい浄水場**（1事業体1施設以上。以下同じ）の**停電対策実施率**
現状67.7%（令和元年度） 目標77%（令和7年度）

土砂災害対策（土砂流入防止壁の整備等）

基幹となる浄水場のうち、**土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設**
緊急対策実施箇所数：94カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど**影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設**の**土砂災害対策実施率**
現状42.6%（令和元年度） 目標48%（令和7年度）

浸水災害対策（防水扉の整備等）

基幹となる浄水場のうち、**土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設**
緊急対策実施箇所数：147カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど**影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設**の**浸水災害対策実施率**
現状37.2%（令和元年度） 目標77%（令和7年度）

施設の地震対策（耐震補強等）

耐震性がなく、**耐震化の必要がある水道施設**
耐震化率の引き上げ（浄水場3%、配水場4%）

浄水場の耐震化率
現状30.6%（平成30年度） 目標41%（令和7年度）
配水場の耐震化率
現状56.9%（平成30年度） 目標70%（令和7年度）

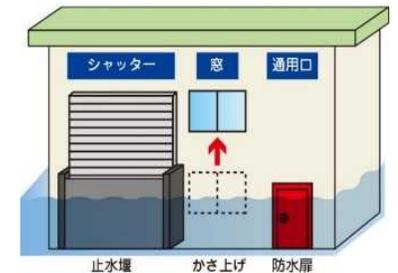
上水道管路の耐震化

基幹管路の耐震適合率の目標（令和4年度末までに50%）
達成に向けて**耐震化のペースを加速**

基幹管路の耐震適合率（加速化のペースを維持）
現状40.3%（平成30年度） 目標54%（令和7年度）
達成目標の変更
50%（令和4年度） 60%（令和10年度）



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ



配水池の耐震化工事
(内面からの壁・柱等の補強)

令和6年度予算(案)の規模・内訳

防災・安全交付金

- 防災・安全交付金は、「防災・安全」に関する地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上するもの。
- 従前の生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行。

水道施設整備関係予算

単位:百万

区分	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	対前年度 ^円 倍率
水道施設整備費： ・将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道を実現するため、水道施設の耐災害性強化対策、水道事業の広域化、及び安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	16,993	17,002	0.99
水道施設整備事業調査費等： ・国が主導した実証事業等により、課題解決のための革新的な技術について、水道事業者への普及を促進する。	143	34	4.21
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費： ・上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現する。	3,000	-	皆増
合 計	20,136	17,036	1.18

:四捨五入のため合計は一致しない場合がある

(参考) 水道事業に係る支援制度の移行について

R5予算

公共

簡易水道施設等整備費国庫補助金

水道未普及地域解消事業	1
簡易水道再編推進事業	1
生活基盤近代化事業	1
閉山炭鉱水道施設	

水道水源開発等施設整備費補助金

水道水源開発施設整備費	1
遠距離導水等施設整備費	1
高度浄水施設等整備費	1
水道施設機能維持整備費	1

非公共

生活基盤施設耐震化等交付金

水道未普及地域解消事業	1
簡易水道再編推進事業	1
生活基盤近代化事業	1
高度浄水施設等整備費	1
緊急時給水拠点確保等事業	
水道管路耐震化等推進事業	
水道事業運営基盤強化推進事業	
水道水源自動監視施設等整備事業	

官民連携等基盤強化推進事業

水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業
生活基盤施設耐震化等効果促進事業

R6予算

公共

水道施設整備費(個別補助)

水道未普及地域解消事業	1
簡易水道再編推進事業	1
生活基盤近代化事業	1
閉山炭鉱水道施設	

水道水源開発施設整備費	1
遠距離導水等施設整備費	1
高度浄水施設等整備費	1
水道施設機能維持整備費	1

公共

防災・安全交付金 ²

水道未普及地域解消事業	1
簡易水道再編推進事業	1
生活基盤近代化事業	1
高度浄水施設等整備費	1
緊急時給水拠点確保等事業(拡充)	
水道管路耐震化等推進事業	
水道事業運営基盤強化推進事業	
水道水源自動監視施設等整備事業	

公共

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費(個別補助)

上下水道施設再編推進事業
上下水道施設耐震化推進事業
官民連携等基盤強化推進事業
上下水道DX推進事業(名称変更)
業務継続計画策定事業
汚泥再生利用推進事業

1: 現行の補助金・交付金のいずれにもある支援事業

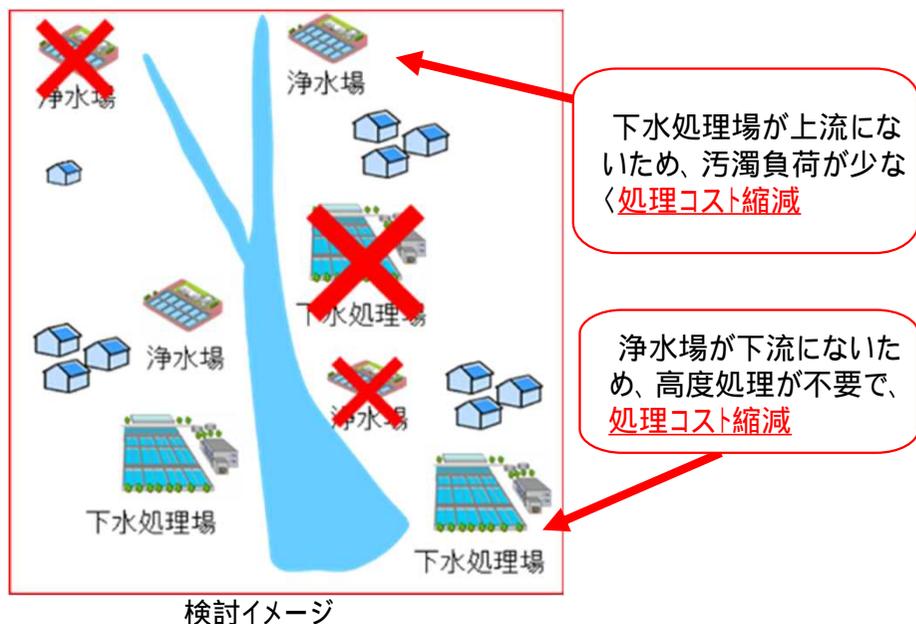
2: 上記事業に加え、「取水施設の耐災害性強化」に関する支援事業を創設

背景

- 令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管
- 官民連携をはじめとする上下水道の共通課題に対して、上下水道一体の取組を推進することが必要

(1) 上下水道施設再編推進事業

- 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するため、計画策定経費を補助



(3) 官民連携等基盤強化推進事業

- ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討経費を定額補助

(5) 業務継続計画策定事業

- 近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、上下水道の機能確保するため、業務継続計画の策定を補助

概要

- 令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、以下の事業を支援する新たな補助事業を創設

(2) 上下水道施設耐震化推進事業

- 上下水道が連携した耐震化を推進するため計画策定経費を補助

それぞれの計画に基づきバラバラに施工



水道、下水道双方を計画的に耐震化することで、災害時でも健全な機能を発揮

上下一体の計画の策定により
上下水道同時に効率的な施工が可能



(4) 上下水道DX推進事業

- DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入経費を補助

(6) 汚泥資源肥料利用推進事業

- 汚泥資源の肥料利用を推進するため、肥料成分や重金属の分析調査、計画 策定、分析機器の導入経費を定額補助

背景

- 台風等の影響により取水施設が被災し、大規模な断水が発生
- 令和5年度においても台風や梅雨前線等により、線状降水帯が発生し、全国各地において水道施設が被災しており、その対策は急務

概要

- 土砂災害警戒区域において土砂災害等により流出するリスクが高い取水施設に対して、土砂災害防止のための施設整備などに対する新たな補助メニューを創設

要件

- 水道事業で資本単価90円/m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円/m³以上であること
- 断水影響戸数が2,000戸以上の取水施設における施設整備(ただし、移転を除く)であること
- 補助率は1/3(離島振興地域及び奄美群島において行う場合のみ1/2)



令和元年台風第19号による取水門の被災状況
(神奈川県南足柄市(約6,900戸断水))

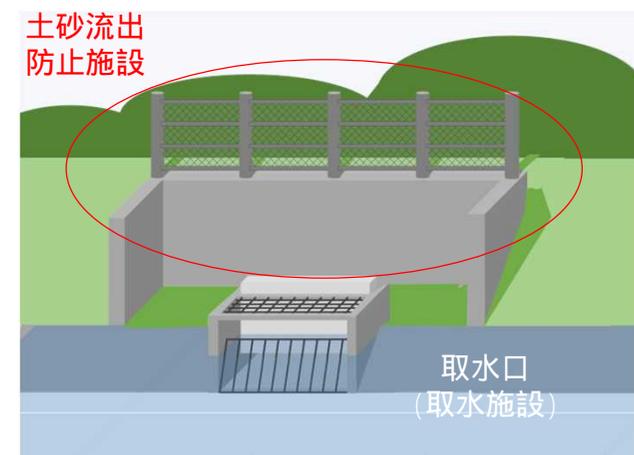


図 取水施設に対する土砂災害防止対策のイメージ)

背景

- 南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している中、簡易水道事業においても強靱化が急務

概要

- 災害時の重要拠点として位置づけられている施設に配水する管路の耐震化に対する補助について、簡易水道事業についても補助を行うために制度を拡充

要件

- 特定簡易水道事業()以外の簡易水道事業者が実施する事業であること
 - () 事業経営者が同一であって、次のいずれかの要件を有する他の水道事業又は簡易水道事業が存在する簡易水道事業
 - (1) 会計が同一であるもの
 - (2) 水道施設が接続しているもの
 - (3) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの
- 地震、渇水等による水道施設の被害・取水停止の経験がある地域等であること
- 補助率は、財政力指数等に応じて1/4、1/3、4/10、1/2

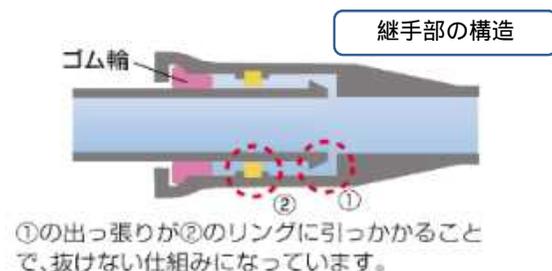
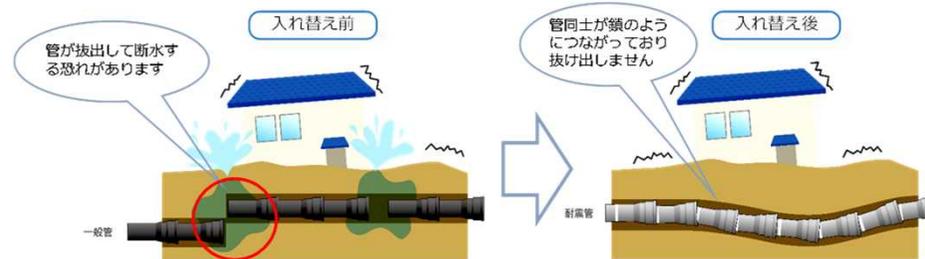


図 管路の耐震化イメージ

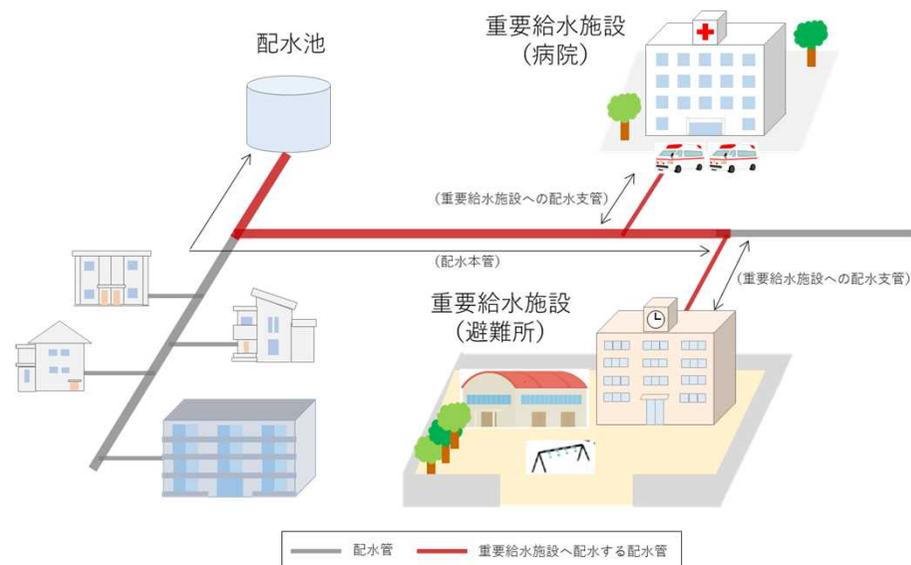


図 対象管路のイメージ

水道分野における革新的技術実証事業 (A-JUMP)

A-JUMP: Aquatic Judicious & Ultimate Model Projects

- 老朽化や耐震化、経営基盤の強化などの課題に対処するためには、課題解決に資する革新的技術の開発・実装に関し、国が積極的に関与することが不可欠
- 水道事業調査費を拡充し、国が主体となった革新的技術の実証及びガイドライン化により、各地方公共団体での導入を促進

< 技術実証事業のテーマのイメージ >

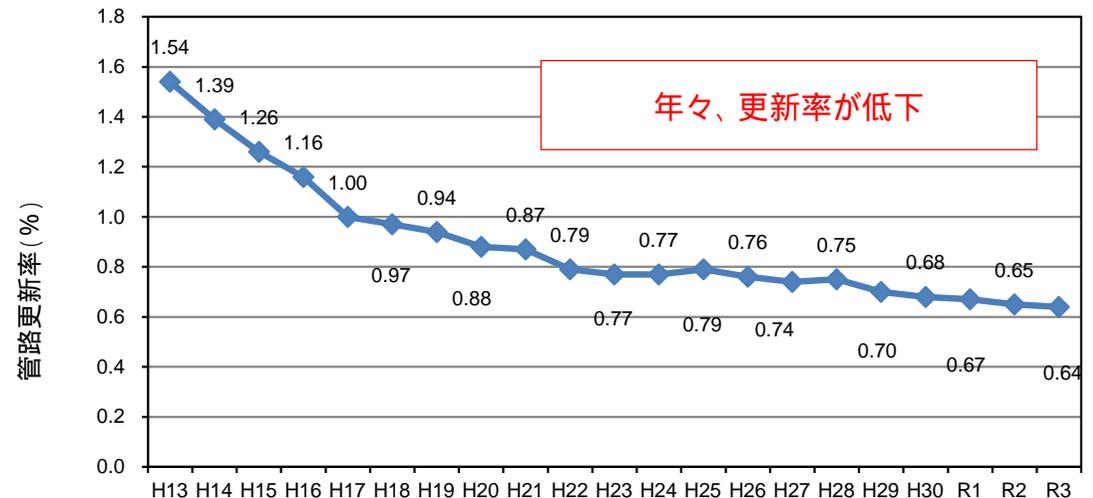
水道施設の改築更新の効率化に関する技術の実証

- 効果: 施設改築の効率化

緊急時に利用可能な可搬型浄水施設の適用に関する実証

- 効果: 防災・減災対策に資する技術
水質改善に資する技術

管路更新率 (%) = 更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



管路経年化率が上昇する中、更新率を上げるためには新技術の開発・導入が必要

水道施設の災害復旧に対する支援（復興）

復興庁一括計上

令和6年4月より水道整備・管理行政を国土交通省、環境省に移管するため、令和6年度予算は国土交通省に計上される。

令和6年度予算案	248,000千円
(令和5年度当初予算額)	254,000千円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、令和6年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助対象】

東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設^(注1)を復旧する事業
補助率 80 / 100 ~ 90 / 100 (特別立法による嵩上げ。通常は1 / 2)

と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設^(注2)を復旧する事業
補助率 1 / 2 (通常災害では補助対象外)

の管路の漏水調査で請負に係るもの
補助率 1 / 2 (通常災害では補助対象外)

(注1) 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設

(注2) 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分



5. 水道水質管理

(1) 水道水質基準等の見直し

平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づき、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。

最近の改正として、水質管理目標設定項目の農薬類のうち、要検討農薬類 1 物質及びその他農薬類 1 物質の目標値の変更を行い、令和 5 年 4 月 1 日に適用した。

令和 5 年 6 月 16 日に開催された令和 5 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会において、内閣府食品安全委員会による最近の食品健康影響評価の結果に基づき、対象農薬リスト掲載農薬類パラコート（パラコート）の目標値の見直しについて議論された。

これについては、令和 6 年 2 月 20 日に開催された厚生科学審議会生活環境水道部会の審議で了承され、令和 6 年 4 月 1 日より適用予定である。

また、PFOS 及び PFOA については、内閣府食品安全委員会による健康影響評価の決定を受けて、取扱いについて検討を進めていく。

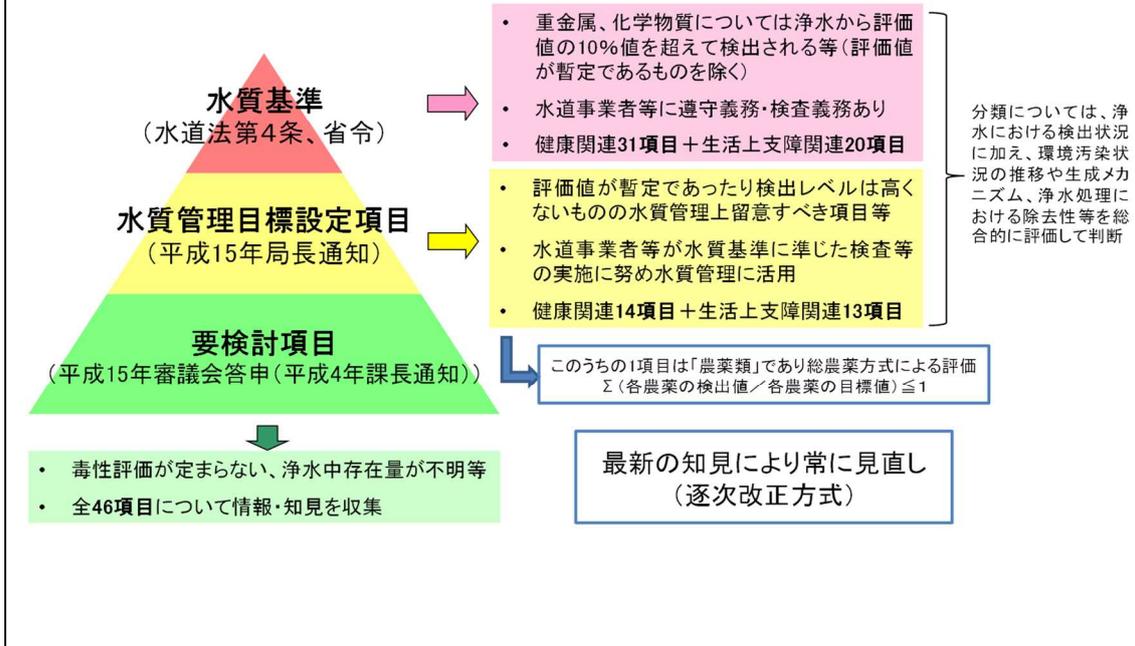
都道府県等に対する要請

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず、幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、貴管下の水道事業者等に対し、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うよう周知指導方、特段のご配慮をお願いする。

要検討項目について検査を行った場合には、当該検査結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、厚生労働省において毎年実施している水道水質関連調査を通じてデータの提供をお願いする。

PFOS 及び PFOA の検討状況については、水質基準逐次改正検討会ホームページで公表しているので確認をお願いする。

水道水の水質基準等の体系



農薬類に関する見直し(案)

【農薬類】対:対象農薬リスト掲載農薬類

項目	現行目標値	新目標値
対-067 パラコート	0.005 mg/L以下	0.01 mg/L以下

- 令和5年6月16日に令和5年度第1回水質基準逐次改正検討会を開催し見直し方針案について議論
- 厚生科学審議会生活環境水道部会による審議を経て令和6年4月1日適用予定※

※「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付衛水第270号厚生省水道整備課長通知)を改正予定

(2) 耐塩素性病原生物対策の充実

水道水における耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム及びジアルジア)への対応については、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の汚染のレベルに応じて、施設整備や原水の水質検査等を水道事業者等に行っていただいているところである。令和元年5月29日に省令及び指針を改正し、地表水を原水とする水道施設の耐塩素性病原生物対策として、濾過等の設備による濾過を行った上での紫外線処理を新たに追加した。

また、令和4年3月末時点で、全国の水道事業、水道用水供給事業及び専用水道の水道施設において耐塩素性病原微生物対策が未対応である施設の割合は、レベル4の施設で約9%、レベル3の施設で約49%となっている。更に、原水の指標菌の検査が行われていないことにより、レベルが不明である施設が全国で1,082施設存在している。

厚生労働省では、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づく対応が実施されるよう、水道事業者等に対し、引き続き立入検査等で指導していく。

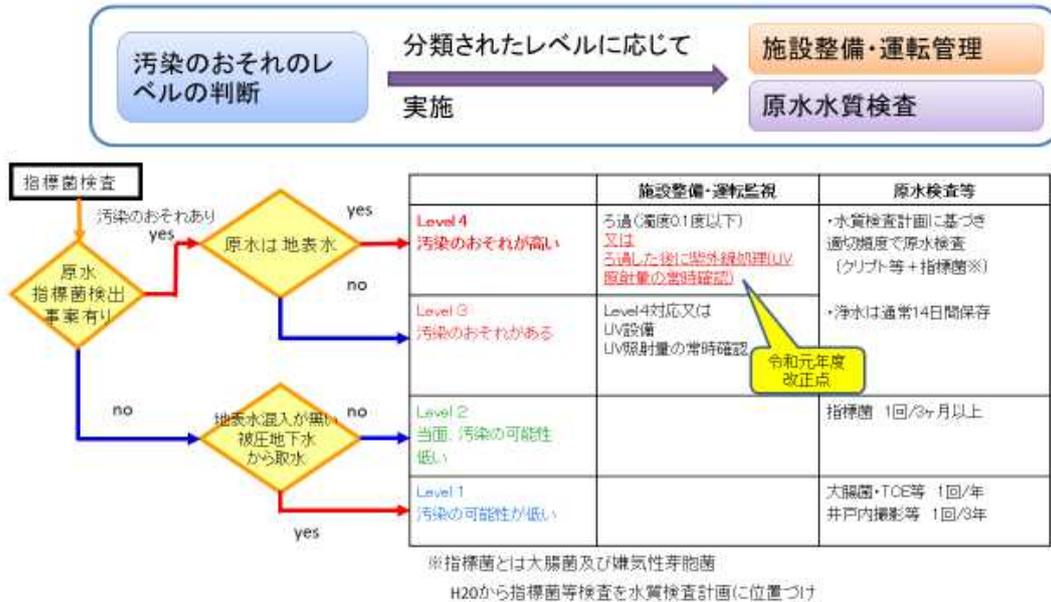
都道府県等に対する要請

耐塩素性病原生物対策が未対応である貴管下の水道事業者等に対して、指針等に基づく対応が推進されるよう、周知指導方、特段のご配慮をお願いする。

貴管下水道事業者等において、原水又は浄水等から耐塩素性病原生物が検出された場合は、水質事故等に関する情報の提供を依頼している「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(令和5年11月2日付け健生水発1102第1号)に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いする。

クリプトスポリジウム等対策指針(概要)

水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について
(平成19年3月30日付け健水発第0330005号水道課長通知 最終改正:令和元年5月29日)



(3) 飲料水健康危機管理について

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成9年に「飲料水健康危機管理実施要領」(最終改正:令和5年10月)を策定しているが、塩素消毒の不徹底や耐塩素性病原生物による汚染等は毎年発生している。

飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の厚生労働省への連絡方法については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成5年11月2日健生水発1102第1号)により通知している。

また、必要に応じて摂取制限を行いつつ給水を継続することについて、「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」(平成28年3月31日生食水発0331第3号)にて通知している。

水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が適正かつ迅速に行われるよう、水道事業者等及び都道府県に対して、水道水質管理に関す

る指導や水質汚染事故発生時の連絡体制の確認等を徹底する。

都道府県等に対する要請

水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が適正かつ迅速に行われるよう、引き続き特段の配慮をお願いする。

貴管下の水道事業者において、飲料水に起因して健康被害が発生した可能性がある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある水質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が0.1 mg/L未滿、一般細菌や大腸菌等の基準超過、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続、摂取制限を伴う給水継続の実施、耐塩素性病原生物が原水等から検出された場合等）については、直ちに厚生労働省に連絡するよう、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応をお願いする。

飲料水健康危機管理実施要領①

平成9年策定、令和5年最終改正

<目的>

- 飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図る。

<対象となる飲料水>

- 水道水（水道法の規制対象）
 - 小規模水道水（水道法非適用の水道水）
 - 井戸水等（個人が井戸等からくみ上げて飲用する水）
- ※ボトルウォーターは食品衛生法により措置されるため対象外

<情報収集の対象>

- 水道水の水道原水に係る水質異常
- 水道施設等において生じた事故
- 水道水を原因とする食中毒等の発生
- 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生



国における情報伝達、広報、対策の実施等を規定

飲料水健康危機管理実施要領②

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」

(令和5年11月2日付け健生水発第1102第1号
厚生労働省健康・生活衛生局水道課長通知)

- 都道府県等や水道事業者等に対し、水道原水又は水道水、飲用井戸等から供給される飲料水について水質異常を把握した場合は、厚生労働省へ報告するよう依頼。
- 大臣認可の水道事業者等、国設専用水道の設置者は厚生労働省へ直接、その他については都道府県から厚生労働省へ右記報告様式により報告。
- 水質基準項目に限らず、クリプトスポリジウム等の検出、PFOS及びPFOA等、水質管理目標設定項目の目標値超過が継続すると見込まれた場合等も、本様式を用いて厚生労働省へ報告。

※自治体及び水道事業者が報告した時点で報告します。(第 1 報)

番号	項目	内容
1	1	報告が求められた日時(国、都道府県等の別を記載してください)
	2	報告が求められた場所
	3	対応を要した水質項目
2	1	水道事業者(上水道、環状配水、処理水等)
	2	水道事業者種別(給排水、環状配水)
	3	国設専用水道(国が水道の事業の権限を有する)
	4	浄水処理方法
3	1	報告(緊急要請)の担当職員(氏名)(又は所属)および1次担当職員
	2	水道事業者の名称、所在地、登記簿上の住所(法人の場合は所在地)
	3	関係する上水道の管区、管線の区間
4	1	国が指定した水質項目(国が指定した)
	2	国が指定した水質項目(国が指定した)
	3	国が指定した水質項目(国が指定した)
5	1	国が指定した水質項目(国が指定した)
	2	国が指定した水質項目(国が指定した)
	3	国が指定した水質項目(国が指定した)
6	1	国が指定した水質項目(国が指定した)
	2	国が指定した水質項目(国が指定した)
	3	国が指定した水質項目(国が指定した)
7	1	国が指定した水質項目(国が指定した)
	2	国が指定した水質項目(国が指定した)
	3	国が指定した水質項目(国が指定した)
8	1	国が指定した水質項目(国が指定した)
	2	国が指定した水質項目(国が指定した)
	3	国が指定した水質項目(国が指定した)
9	1	国が指定した水質項目(国が指定した)
	2	国が指定した水質項目(国が指定した)
	3	国が指定した水質項目(国が指定した)
10	1	国が指定した水質項目(国が指定した)
	2	国が指定した水質項目(国が指定した)
	3	国が指定した水質項目(国が指定した)
11	1	国が指定した水質項目(国が指定した)
	2	国が指定した水質項目(国が指定した)
	3	国が指定した水質項目(国が指定した)

(報告様式)

(4) 水安全計画について

厚生労働省は、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関(WHO)が提案している「水安全計画」の策定を推奨している。平成20年5月には「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、水安全計画を策定又はこれに準じた危害管理を徹底することが望ましい旨を、水道事業者等や関係行政部局に周知してきた。

しかしながら、令和4年3月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況は、策定済の事業者は46.9%(令和3年3月末時点42.9%)、策定中の事業者は4.3%にとどまっている。また、水安全計画を策定していない水道事業者等の中には、過去、水質事故に見舞われているにもかかわらず事故対策マニュアルが整備されていない水道事業者が多数存在していることが明らかになっている。

水安全計画の策定をより一層促進するため、令和4年4月に水道事業者等の負担軽減を念頭に具体的な水安全計画策定方法を動画等で示した「水安全計画策定の支援に資する資料」を作成・公開しており、今後も計画の策定又はこれに準じた危害管

理の徹底による安全な水供給の確保の推進を図っていく。

都道府県等に対する要請

貴管下の水安全計画未策定の水道事業者等に対して、計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保の指導をお願いする。また、水安全計画策定済の水道事業者等に対しては、計画が常に安全な水を供給していく上で十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うよう指導をお願いする。

(5) 貯水槽水道について

貯水槽水道のうち有効容量が 10 m³を超えるもの（簡易専用水道）は、水道法において、その設置者に対し、管理の状況について毎年 1 回以上の検査が義務づけられている。また、貯水槽水道のうち簡易専用水道の規模要件に満たない小規模貯水槽水道は、水道法上検査の義務づけはないものの、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和 62 年 1 月策定）等に基づき水質検査を毎年 1 回以上行う等、適切に管理することを求めている。

簡易専用水道の管理の検査受検状況は、近年は 78%前後で推移しており、令和 3 年度は 77.8%であった。また、簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 22.8%であり、特に衛生上問題があったために所管する行政庁に報告された割合は 0.8%であった。

一方で、小規模貯水槽水道の検査受検状況は、近年は 3%前後で推移しており、令和 3 年度は 3.6%であった。また、小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は令和 3 年度は 21.4%であり、特に対策の充実が急務となっている。

厚生労働省では、貯水槽水道（簡易専用水道及び小規模貯水槽水道）の管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を発出し、都道府県等及び水道事業者に対し、貯水槽水道の衛生確保の一層の推進を求めている。

なお、貯水槽水道の指導監督に係る事務は、以前は都道府県、保健所設置市及び特別区が行っていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）による水道法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日以降はすべての市に移譲されている。

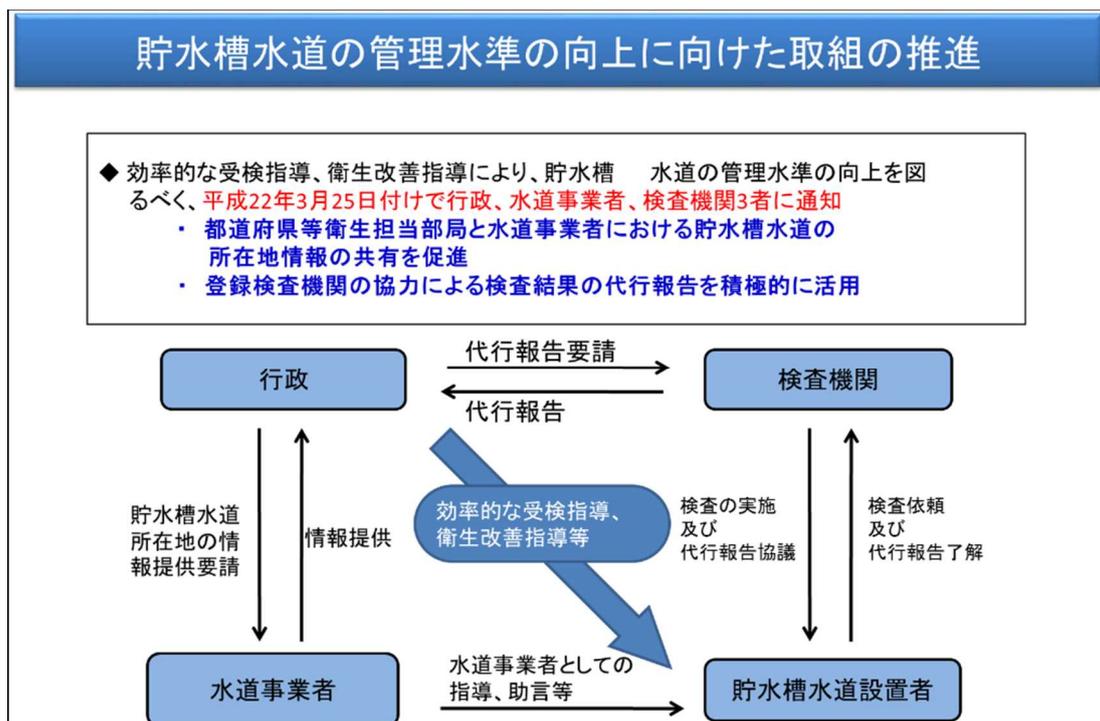
令和4年3月には、飲食店の小規模貯水槽水道において、一般細菌、大腸菌等の基準超過が確認され、飲食店利用者14人に下痢、嘔吐等の健康被害が発生するなど、貯水槽水道の適切な管理が求められる。

厚生労働省では、引き続き各自治体の貯水槽水道の管理及び指導の実態を把握し、貯水槽水道の管理向上の推進を図っていく。

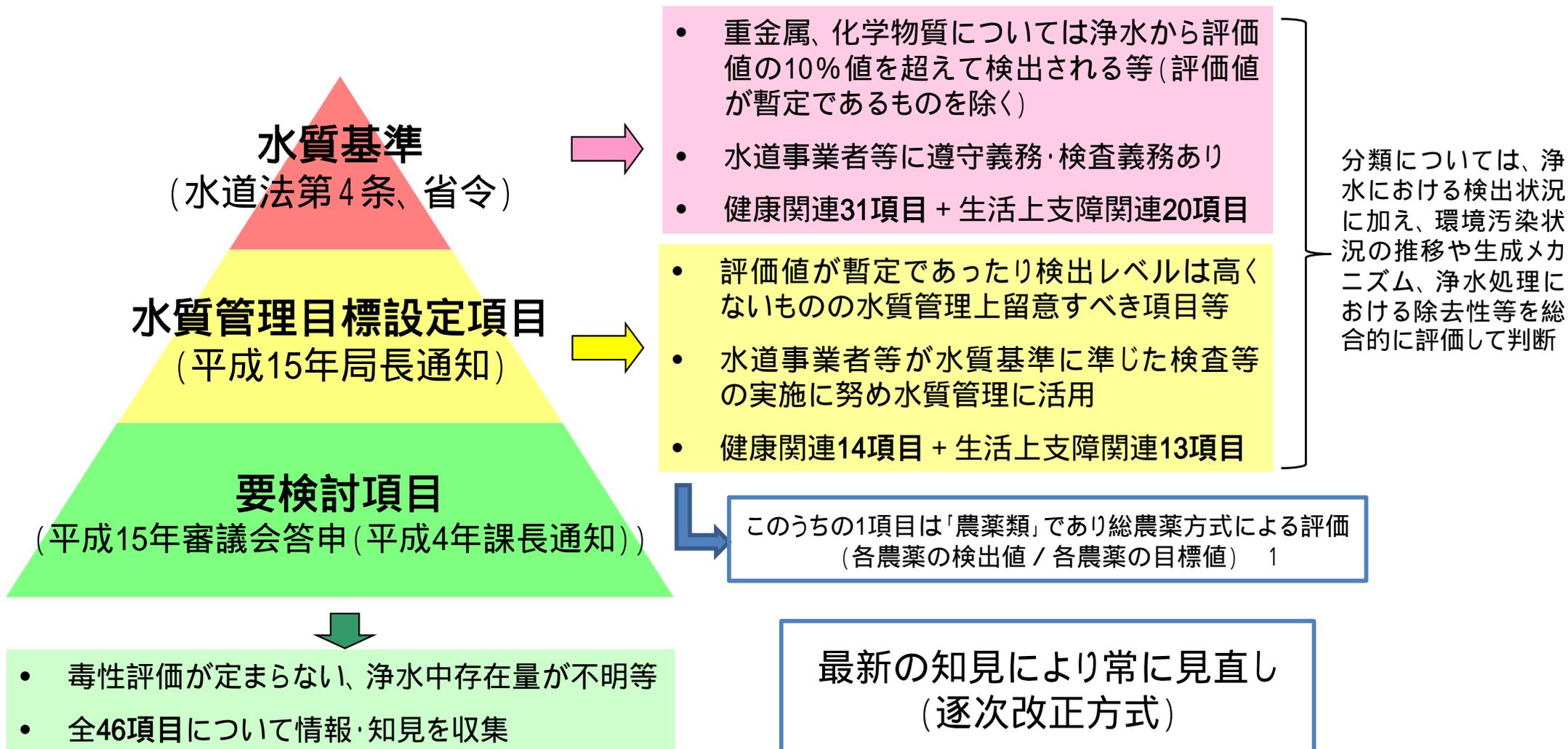
都道府県等に対する要請

管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日付け健水発0325第6号、第8号）を发出し、都道府県に対し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、水道事業者に対し衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしている。都道府県及び市においては、水道事業者と連携しつつ、貯水槽水道の設置箇所の把握や設置者に対する指導等を推進するよう、引き続き特段の配慮をお願いする。

また、都道府県においては、権限移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うよう、引き続きよろしく願います。



水道水の水質基準等の体系



農薬類に関する見直し(案)

【農薬類】対:対象農薬リスト掲載農薬類

項目		現行目標値	新目標値
対-067	パラコート	0.005 mg/L以下	0.01 mg/L 以下

- 令和5年6月16日に令和5年度第1回水質基準逐次改正検討会を開催し見直し方針案について議論
- 厚生科学審議会生活環境水道部会による審議を経て**令和6年4月1日適用予定**

「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号厚生省水道整備課長通知)を改正予定

クリプトスポリジウム等対策指針(概要)

水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について

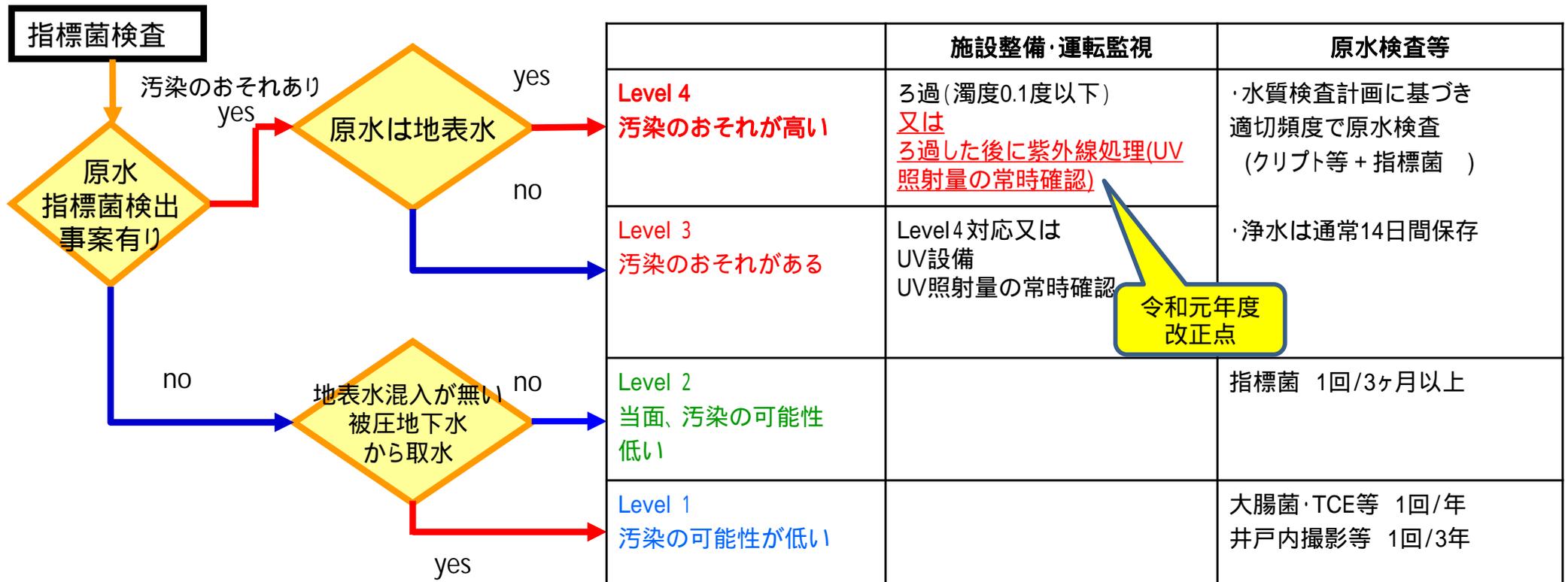
(平成19年3月30日付け健水発第0330005号水道課長通知 最終改正:令和元年5月29日)

汚染のおそれのレベルの判断

分類されたレベルに応じて
実施

施設整備・運転管理

原水水質検査



指標菌とは大腸菌及び嫌気性芽胞菌

H20から指標菌等検査を水質検査計画に位置づけ

飲料水健康危機管理実施要領

平成9年策定、令和5年最終改正

< 目的 >

- 飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図る。

< 対象となる飲料水 >

- 水道水(水道法の規制対象)
- 小規模水道水(水道法非適用の水道水)
- 井戸水等(個人が井戸等からくみ上げて飲用する水)
ボトルウォーターは食品衛生法により措置されるため対象外

< 情報収集の対象 >

- 水道水の水道原水に係る水質異常
- 水道施設等において生じた事故
- 水道水を原因とする食中毒等の発生
- 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生



国における情報伝達、広報、対策の実施等を規定

飲料水健康危機管理実施要領

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」

(令和5年11月2日付け厚生水発第1102第1号
厚生労働省健康・生活衛生局水道課長通知)

- 都道府県等や水道事業者等に対し、水道原水又は水道水、飲用井戸等から供給される飲料水について水質異常を把握した場合は、厚生労働省へ報告するよう依頼。
- 大臣認可の水道事業者等、国設専用水道の設置者は厚生労働省へ直接、その他については都道府県から厚生労働省へ右記報告様式により報告。
- 水質基準項目に限らず、クリプトスポリジウム等の検出、PFOS及びPFOA等、水質管理目標設定項目の目標値超過が継続すると見込まれた場合等も、本様式を用いて厚生労働省へ報告。

次のとおり水質異常が発生しましたので報告します(第 報)

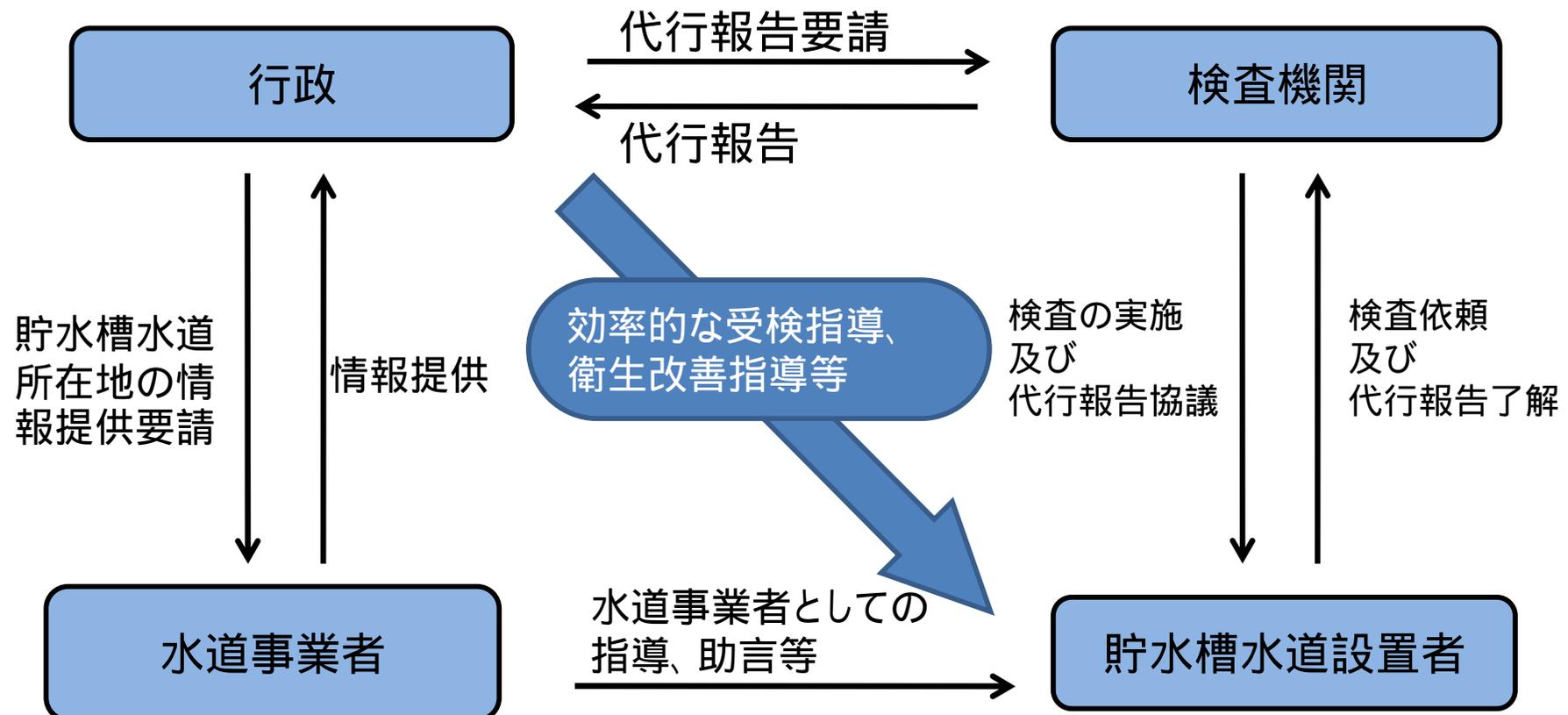
番号	項目	内容
1	発生時期	1) 異常が発生した日時(採水、患者発病等の説明を添えてください)
		2) 異常があることを知った日時
		3) 対応を完了した日時
2	水質異常が生じた施設	1) 水道の種別(上水道、簡易専用水道、飲用井戸等)
		2) 水源の名称と種別(表流水、深井戸等)
		3) 施設の名称(原水水質の異常の場合は取水位置)
		4) 浄水処理方法
		5) 異常に係る施設の給水範囲の人口(又は戸数)又は1日平均利用者数
3	汚染の状況	1) 水質異常の原因(原因物質、原因物質の排出源及びその存在場所、施設の不良箇所等)
		2) 問題を生じた水質項目と汚染時の最大値
4	給水等への影響	1) 取水停止/取水減量期間
		2) 給水停止/制限の期間
		3) 給水停止/制限の影響人口
5	健康被害発生状況	1) 症状
		2) 人数
		3) 発生地域
6	対応経緯(時系列に記載)	
7	関係機関との連絡	
8	今後の対応方針	
9	報道発表等	
10	その他特記事項	
11	問合せ先	1) 都道府県
		2) 事業体/自治体名
		3) 所属・部署
		4) 担当者名
		5) 電話番号
		6) FAX番号

(報告様式)

貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進

効率的な受検指導、衛生改善指導により、貯水槽 水道の管理水準の向上を図るべく、平成22年3月25日付けで行政、水道事業者、検査機関3者に通知

- ・ 都道府県等衛生担当部局と水道事業者における貯水槽水道の所在地情報の共有を促進
- ・ 登録検査機関の協力による検査結果の代行報告を積極的に活用



6 . 水道事業者等への指導監督について

厚生労働省では、平成 13 年度から、厚生労働大臣認可の水道事業者等を対象に、水道法第 39 条の規定に基づく立入検査を実施しており、水道技術管理者の従事・監督状況等の水道法に規定する事項の遵守状況や、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の計画的な更新、改良、耐震化の状況等を確認している。

令和 5 年度は、延べ 22 の水道事業者等（第三者委託先を含む。）に対して立入検査を実施し、文書での指摘を延べ 58 件、口頭での指摘を延べ 51 件行った。

立入検査の結果については、取りまとめの上、厚生労働省水道課ホームページで公表してきたが、令和元年度より、指摘対象の水道事業者等における好事例を併せて公表している。

都道府県等に対する要請

都道府県においても、上記の状況を御承知の上、管下水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

国認可の水道事業者等に対しては、長年、立入検査を実施していない事業者を中心に、立入検査を活用した指導・助言等を行っているところである。都道府県におかれども、管下水道事業者等に対し、計画的な指導監督をお願いする。

立入検査について

【目的】

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道(水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。)の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することを目的に実施。

【検査対象】

- ・ 厚生労働大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業
- ・ 水道管理業務受託者
- ・ 国が設置する専用水道
- ・ 水道施設運営権者

【確認項目】

需用者の安全・安心の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況等について確認。

具体的には、資格等に関する事、認可等に関する事、水道施設管理に関する事、衛生管理に関する事、水質検査に関する事、水質管理に関する事、危機管理対策に関する事、情報提供等に関する事、資源・環境に関する事、その他を確認。

近年の立入検査実施状況

年度	立入検査事業数				指摘件数(延べ)	
	上水	用供	水道管理業務受託者	計	文書	口頭
H30	40	2	1	43	101	212
R1	22	7	5	34	49	105
R2	24	3	4	31	69	85
R3	4	0	0	4	15	25
R4	13	0	3	16	26	17

令和4年度 指摘件数の内訳



令和4年度 指摘内訳	文書	口頭
資格等に関する事	2	0
認可等に関する事	10	3
水道施設管理に関する事	5	3
衛生管理に関する事	2	1
水質検査に関する事	4	1
水質管理に関する事	1	1
危機管理対策に関する事	0	8
資産管理に関する事	1	0
住民対応に関する事	1	0
資源・環境に関する事	0	0

立入検査結果の公表等について

指摘事項に対する改善報告

- ✓ 改善報告には、**具体的な改善内容及び解消時期等を明記**すること。
なお、報告内容によっては、改善報告の差し替えや、成果物の提出を求める。
- ✓ 指摘事項に対する**改善が確認できるまで、毎年度、フォローアップを行う**。

立入検査結果の公表について

- 立入検査の結果は、厚生労働省水道課ホームページに掲載。
「厚生労働大臣認可事業者への指導監督に関する情報」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/shidou/index.html>
- 立入検査で確認された好事例についても上記サイトに掲載(令和元年度実施分～)。

立入検査結果の活用について

厚生労働省水道課ホームページで公表している立入検査の指摘結果を活用して、自らの水道事業等の点検を行い、適正な水道事業の管理・運営に努めていただきたい。

7. 水道分野における国際貢献

国連ミレニアム開発目標(MDGs)では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられ、我が国としても、達成に向け取り組んできたところ、同目標は2010年に達成された。今後は、新たに掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)の目標6「2030年までに、すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に向けて、継続的な支援が求められている。

日本経済の再生に向けて、平成24年12月に設置された日本経済再生本部において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され(H25.1)、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として経協インフラ戦略会議が設置された(H25.3)。同会議において決定されたインフラシステム輸出戦略(H25.5)では、新たなフロンティアとなるインフラ分野として「水道分野」が選定された(H28.5)。令和2年12月には、2021年から5年間の新目標を掲げた新戦略「インフラシステム海外展開戦略2025」が策定された。

人口増加や経済発展を続けるアジア諸国等では、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。厚生労働省では、日本の技術・経験をアジア等の持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジア等の成長を日本の成長に結実させることを目的とした「水道インフラ輸出拡大に係る調査・検討事業」を実施している。

日本の水道産業の海外展開を支援するため、東南アジア地域等の開発途上国を対象として、平成20年度から、地方公共団体及び民間企業等が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業をPRするとともに、現地の課題と日本の技術とのマッチングを図っている。また、海外の水道プロジェクトの形成を支援するため、平成23年度から、日本の水道事業者や水道経験者・水道専門家等と民間企業が共同で調査を行う案件発掘調査を実施している。令和5年度は、フィリピン、フィジーの2か国においてこれらの調査等を実施した。

都道府県等に対する要請

水道産業の国際展開は、「水道インフラ輸出拡大に係る調査・検討事業」として令和6年度も実施する予定である。関心のある地方公共団体及び民間企業等におかれては積極的な参加をお願いする。

東南アジア地域等の開発途上国において、案件発掘の段階から官民（厚生労働省、地方自治体及び民間企業等）が連携し、相手国との良好な関係構築を図りながら、日本の水道産業の国際展開を支援する取組を実施。

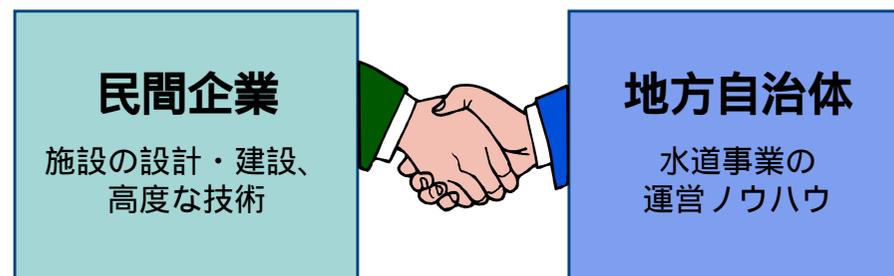
■ 水道セミナー・現地調査

日本の民間企業と水道事業者等が共同して、対象国の政府や水道関係者に対する技術セミナーや調査を開催し、現地の課題と日本の技術とのマッチングを図る。



■ 案件発掘調査

日本の民間企業と水道事業者等が共同して、対象国の計画・案件を調査し、事業実施に向けて、日本の技術を導入する方策を検討する。



< 日本企業の主な受注実績 >

カンボジアでの事例

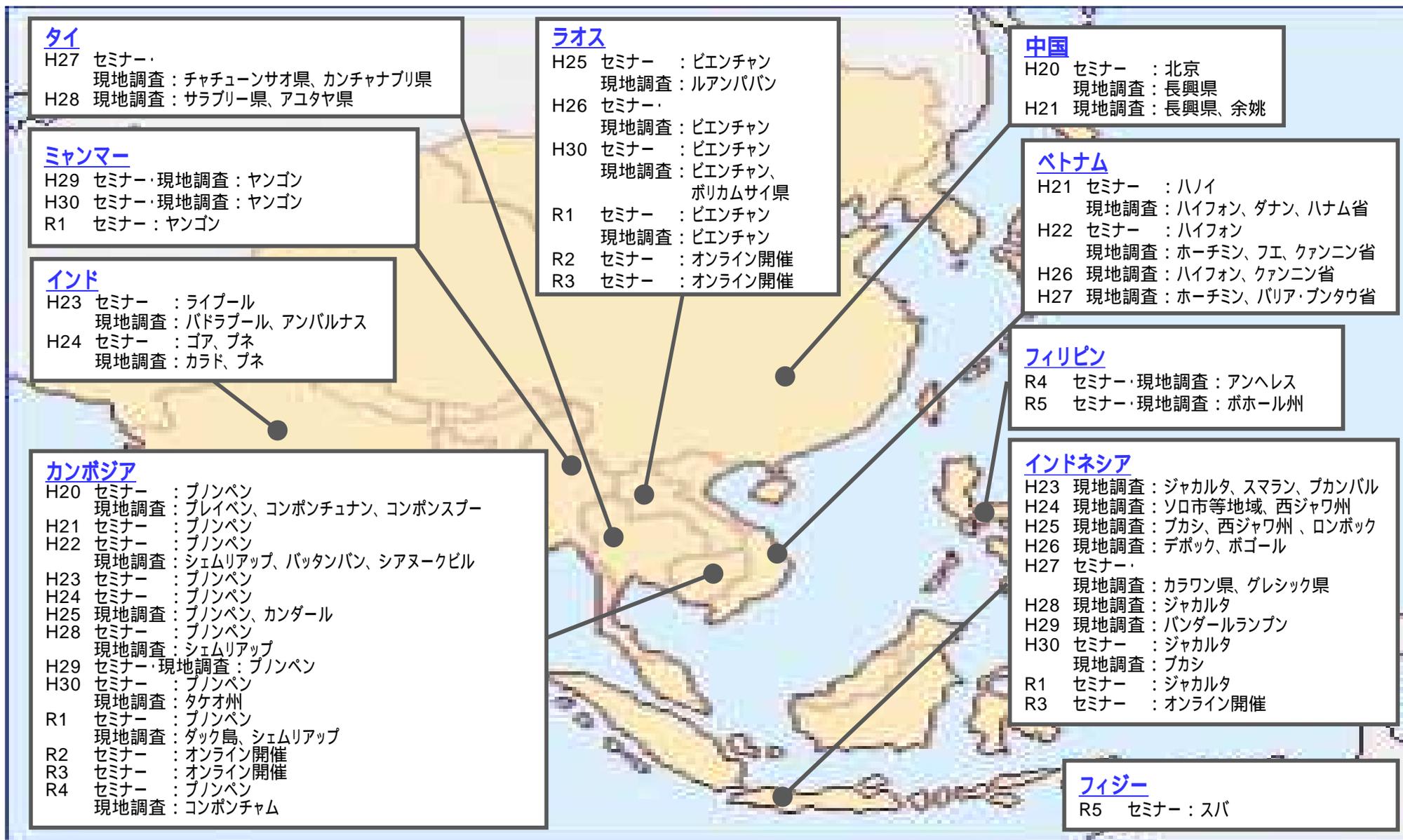
現地調査（平成20年度、平成25年度）に参加した日本企業が、平成28年にJICA無償資金協力事業「カンポット市上水道拡張計画」の施工を受注（約21億円）。

ベトナムでの事例

水道セミナー・現地調査（平成22年度）、案件発掘調査（平成25年度、平成26年度）に参加した日本企業が、平成30年にJICA無償資金協力事業「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」の施工を受注（他1社とのJVで約20億円）。

水道セミナー・現地調査の実績

H20年度～R5年度実績：10か国において、セミナー34回、現地調査34回実施。



案件発掘調査の実績

H23年度～R5年度実績：8か国において、17回実施。

